

III 保健看護学部

1 保健看護学部の理念・目的等

◎主要点検・評価項目

- ・学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

近年、和歌山県では、少子高齢化の進展、疾病構造の変化など、保健医療を取り巻く環境が変化していくなか、健康づくりから疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備を促進するとともに、保健・医療・福祉の一体的な連携の下、地域に密着した総合的な健康づくりを推進している。

このような方針の下、平成16年4月和歌山県立医科大学看護短期大学部を和歌山県立医科大学保健看護学部へ改組転換し、名実ともに同一大学に位置づけ、医学部との一層の連携を図り、統合的でより質の高い保健看護学教育を行うことにより、和歌山県立医科大学として、全人的チーム医療を実践する基礎を築きあげ、地域の総合的な保健・医療の推進、向上のためにさらに貢献することができるようにしてきた。

保健看護学部は、「多様化、高度化する健康・福祉サービスに応えることができる資質の高い保健看護専門職を育成し、この分野に関する県下の教育・研究・研修において、地域の中核機関としての役割・機能を果たし、もって地域社会の健康・福祉の向上と人類の健康文化の進展に寄与すること」を目的として設置するものである。文部科学省への保健看護学部設置認可申請書の「設置目的」にもその旨を記載しており、この目的を踏まえ、以下のように教育理念・教育目標を定めている。

【現状】

(1) 教育理念

豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、先進的、高度な専門的知識と技術を教授し、科学・技術の進展と、健康・福祉に関する社会の要請に柔軟かつ創造的に対応でき、保健看護の実践、教育、研究など広い分野での活躍が期待できる資質の高い人材を育成する。

(2) 教育目標

上記の教育理念に基づき、次の教育目標の下に教育を行うものとする。

- ①生命の尊厳と幅広い教養を基盤にした豊かな人間性と高邁な倫理観の涵養
- ②個人を尊重し、全人的理解と信頼関係を築く優れたコミュニケーション能力の育成
- ③科学的思考力、高度な専門的知識と技術に基づいた実践力と創造力の育成
- ④種々の関連職種とチームワークができる協調性に富む人材の育成
- ⑤生涯にわたり自己啓発し、社会の多様なニーズに対応できる人材の育成

学部学生に対しては、4月の入学時オリエンテーションにおいて、保健看護学部の概要として設置目的、教育理念、教育目標を最初のページに掲載した「学生便覧」を配布しており、これによって周知を図つてい

る。

また、教育目標などを掲載した「保健看護学部案内」を年度当初に作成し、学外の希望者からの要望により送付することとしている。特に7月に開催しているオープンキャンパスや一般県民を対象として秋に開催している公開講座の際には、参加者に配布し紹介している。

情報化社会において学生でも情報機器を使えるのが当たり前の現在、本学部においても社会一般への周知の方法として保健看護学部ホームページを作成し、教育理念と教育目標についても掲示し、周知を図っている。

【点検・評価】

本学部の理念・目標の特色は、ベッドサイドの看護師の育成のみでなく、疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションを包括し、地域に密着し、個々の住民の状況に応じた総合的な健康づくりを推進できる人材育成を目指す点にある。

本学部では、設立の目的を踏まえ、教育理念・教育目標を実践するよう努力しており、現在の社会情勢のなかでも基本的には充分なものであり、変更する必要はないものと考えている。

また、平成 18 年度に文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムの選定に選定され、本学部の教育理念とカリキュラムが大学教育改革という視点から、特に優れた教育プロジェクトであることが認められたものと考えている。

なお、平成 16 年の開学であり、まだ1期生が卒業していないことから、カリキュラムの変更は考えていないうが、平成 20 年4月の大学院設置、また保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴うカリキュラムの修正を「あり方検討委員会」で検討しているところである。

【改善・改革に向けた方策】

現在の教育理念・教育目標が今後も普遍のものとは考えないが、質の高い人材育成の観点から社会に求められる学生を輩出するためにも、当面はその具体化のためカリキュラムを社会情勢の変化にあわせて、検討していくことも必要であると考えている。

2 教育研究組織

◎主要点検・評価項目

- ・学部・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

【現状】

和歌山県立医科大学の教育研究組織は、平成18年4月からの公立大学法人化に伴って、9ページのとおりとなっている。

また、保健看護学部に関係する各種委員会等は、以下のとおりである。

大学教育研究審議会、保健看護学部教授会、
学部各種委員会 教務学生委員会、実習委員会、入学試験委員会、FD委員会
学術情報委員会、入試制度検討委員会、公開講座委員会
自己点検・評価委員会、あり方委員会、予算委員会、図書委員会

大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会に、本学部から学部長、学科長、教授1名の3名が入り、重要事項の審議に加わっている。

学部教務学生委員会は、学生教育等に関わる事項を検討し、教授会に審議事項あるいは協議報告事項として提出している。

教員人事については、教員候補者の選考が必要になった際に、学部長、教授会の構成員から選任された教授5名、准教授・講師から専任された教員1名で構成する「保健看護学部教員選考委員会」が組織され、原則として公募により候補者の募集を行う。その後、応募者の審査を行い、教授会に推薦する。教授会において、審議の結果1名の候補者を選定する。

その他、学部には上記に示した各種委員会が設置されており、学生の実習の運営、紀要・年報の編集・発行、公開講座の企画・実施、学部にかかる重要な将来構想などについての検討等が行われ、必要なものは実行されている。

【点検・評価】

本学部運営の中核は教授会であるが、教授会の運営を円滑に行うため、各種委員会を組織・運営している。現在12の委員会があり、教員は全員1つ以上の委員会に所属することとしており、教授で4~6委員会、准教授で3~4委員会、講師で3委員会、助教で1委員会に所属し、本学部の活性化のために努力している。また、大学全体の共通課題を検討する教育研究審議会及び委員会(学生部委員会、倫理委員会など)に所属し、大学運営に関わっている教員もいる。

【改善・改革に向けた方策】

教員は、学部の教育理念、目標の遂行のためによく努力しているが、教員が教育・研究・地域貢献という本来の職務を充分に遂行するためには、学内・学部内組織・運営の一層の合理化が必要である。

現在の運営機能を低下させることなく、学内業務を合理化していくための方策、委員会組織の整理統合を検討する必要がある。

3 教育内容・方法等

3-1 教育課程等

【到達目標】

- ・生命の尊厳を守り、個人を尊重し、人々の幸せのために奉仕するという使命感を育み、保健看護に関する科学・技術を統合的に修得させる。
- ・保健医療機関での対象者のケアという視点のみでなく、栄養、運動、休養など生活全般の改善や環境の保全などの保健の視点と、高齢者・障害者の介護を含めた福祉の視点から人々の暮らしを支えることが重要であることに鑑み、保健・医療・福祉が包括的に学習できるようにする。
- ・科学・技術の進展と社会のニーズに豊かに対応できるための基礎的な学力を備え、自主的な生涯学習の習慣づけができるようにする。

(1) 学部・学科等の教育課程

◎主要点検・評価項目

- ・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連
- ・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性
- ・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状】

本学部の教育課程は、学校教育法第52条及び大学設置基準第19条が示す、人間性の涵養を基盤にした広い教養と深い専門性を身に付けることを目指して、本学部の教育理念・目標を実現すべく“教養と人間学の領域”“保健看護学の基礎となる領域”及び“保健看護学の専門となる領域”により構成さ

れている。そして、豊かな教養をもった社会人かつ専門職業人として仕事に携わり、生涯にわたり学び続けることのできる基礎を培うための教育の充実を図っている。

“教養と人間学の領域”は、人間の理解、社会の理解、科学の理解の分野に分けられている。この領域は、幅広い教養を身につけ、倫理的で思いやりがあり、豊かな人間性及び優れたコミュニケーション能力をもった人材を育てることを目的としている。

“保健看護学の基盤となる領域”は、人間と生命倫理、保健と福祉、健康と病態、基礎看護の分野に分けられ、保健看護の土台となる科目群と保健看護活動を支える看護の基礎となる科目を配置し、教員相互の有機的な連携を図り、効果的な学習ができるよう工夫している。

“保健看護学の専門となる領域”は、ライフステージと保健看護、健康障害と保健看護、生活と地域看護、臨地実習、総合保健看護の分野に分けられ、人間を理解し、あらゆる状況に柔軟に対応し、的確な判断及び問題解決ができる能力を養うために保健看護の専門科目群を配置している。

倫理性を培うことは、本学部の教育において最も重視すべき課題の一つと考えている。そのため、本学部では教育課程全体を通して、1年次必修の「保健看護学入門」にはじまり、看護の専門科目、2年次「生命倫理」、4年次「医療と人権」、選択科目では「人と倫理」など学年毎に倫理に関係する科目を配置している。加えて、学外実習でも実習時の諸現象における倫理性の検討を、担当教員全員がその重要性を認識して実施している。

本学部は教育目的のひとつとして「生命の尊厳と幅広い教養を基盤にした豊かな人間性と高邁な倫理観をもった人材を育てる」とを掲げている。本学部カリキュラムの3本柱の1つ“教養と人間学の領域”がこの目的の実現を担っている。この領域の科目は1~4学年次にわたって開講され、いくつかの必修科目を除いて、学生それぞれの興味の起伏に合わせいつ履修してもよいようになっている。人間の理解、社会の理解、科学の理解、コミュニケーション、教養セミナーの5群に分けられているが、人間の理解、社会の理解、科学の理解の分野については少しづつ、コミュニケーションの分野については大部分を履修しなければならない形にしてあり、履修が特定の分野に偏ることがないように配慮されている。

人間の理解の分野には「こころの科学」、「人と倫理」、「文学」、「人間と文化」を配し、社会の理解の分野には「現在の家族問題」、「生活の科学と健康」、「経済学」、「教育学(健康教育論)」「教育学(医療入門:ケア・マインド教育)」、「国家・社会と法」を配している。

科学の理解の分野には「保健看護の物理学」、「保健看護の生物学」、「生命と遺伝」、「食の科学」、「食の科学演習」、「運動の科学」がまとめられている。

コミュニケーションの分野には、「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「英会話」、「英書購読」、「中国語」、「情報処理演習」、「情報科学」、「感性と芸術」、「医療コミュニケーション」、「医学・保健看護学概論」が入る。このうち、本学部の目的でもある国際的な視野をもつたための基礎となる「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」は必修科目とされ、また、看護学を学ぶ基礎となる「情報処理演習」も必修科目とされている。

教養科目としての「教養セミナー」は、少人数の学生を対象に、主体的に学ぶこと、探求することの楽しさを教員と学生がともに見出すことを目的として開講している。この科目を通して、教員・学生間の関係づくりのみならず、大学で学ぶことに対する導入教育としての目的も果たしており、学生自身が非常に興味をもって参加している。

外国語関連科目は「教養と人間学の領域」に属し、「教養と人間学の領域」の下位区分のなかで「コミュニケーション能力を育成する科目」群に位置づけられている。必修の外国語科目は1年次に履修す

る「英語Ⅰ」(通年開講、2単位)と、2年次に履修する「英語Ⅱ」(通年開講、2単位)である。1~4年次に履修できる選択科目として配置されているのは、「英会話」(通年開講、2単位)と「英書講読」(半期開講、1単位)と「中国語」(通年開講、2単位)である。「コミュニケーション能力を育成する科目」群内での卒業要件は、必修科目6単位、選択科目2単位以上となっている。競合する選択科目は、ここに記した語学系科目以外には非外国語関連科目2科目(各1単位)しかないとため、外国語関係の選択科目を履修する学生は非常に多い。

「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」は英語の4技能(reading, writing, listening, speaking)の基礎的能力の確立をめざし、年次ごとに各スキルのいずれかに焦点を絞ってその強化を図っている。「英会話」では英語による表現能力の習得と主体的な発話に重点を置いた授業がネイティブ・スピーカーによって15名前後の少人数で展開されている。「英書講読」ではとくに速読とパラグラフ・リーディングに力点が置かれている。「中国語」では初級レベルの4技能の総合をめざして、実践的な指導がなされている。

以上は教養系の外国語科目であるが、現行カリキュラムは専門系にも外国語科目を配置している。4年次生を対象とする「保健看護英語」(半期開講、1単位)である。選択科目であるが、今年度は4年次生の9割が受講している。

大学全体が国際交流に熱心に取り組んでいるため、学生が海外からの来訪者の英語でのプレゼンテーションを聞く機会もある。またアメリカでの糖尿病児キャンプへの学生の参加や中国の山東大学、タイのマヒドン大学との交流を大学と学部がともに支援しているので、本学部ではその派遣学生の選抜のためにTOEIC IPを活用している。

開講している授業科目の総単位数は155単位であり、その内訳は表III-1のとおりである。“教養科目群”45単位(教養セミナー2単位を含む、うち外国語科目9単位)、“専門基礎科目群”45単位、“看護学専門科目群”65単位のうち、修得すべき単位数としては、“教養科目群”28単位(教養セミナー2単位をふくむ)、“専門基礎科目群”38単位、“看護学専門科目群”60単位の合計126単位である。

表III-1 開講している授業科目とその単位

科目	総単位数		履修すべき単位数	
教養科目 (教養セミナーを除く)	43 (外国語9)	28% (6%)	26	21%
専門基礎科目	45	29%	38	30%
看護専門科目	65	42%	60	48%
教養セミナー	2	1%	2	1%
合 計	155	100%	126	100%

基礎教育と教養教育の実施・運営については、保健看護学部の教育すべてをつかさどる教務学生委員会が、責任を担っている。委員長は学部長のあて職である。委員は教務担当と学生担当に分かれている。教務の業務のうち、臨地実習に関しては実習委員会が担当するが、それ以外は分かれていかない。基礎教育と教養教育についても、学部教育の一環としてつかさどっている。

【点検・評価】

編入生以外に卒業生がまだ出でていない段階では十分な評価はできないが、本学部の長所は、豊かな人間性と高邁な倫理観の涵養、優れたコミュニケーション能力の育成、住民との触れ合いを重視し社会で生活する人間の理解を深めることに努めている点であり、この点は文部科学省の現代 GP に採択されたことより一定の評価が得られている。

本学の教育課程は、生命の尊厳を守り、人々の幸せのために奉仕するという使命感を育み、保健看護に関する科学・技術を統合的に学習させる体系となっている。

また、対象者のケアという視点のみでなく、栄養・運動・休養など生活全般の改善を保健という視点から見て、全ライフステージの地域住民を対象とし、保健・医療・福祉が包括的に学習できるよう、地域と連携した健康づくりに役立つカリキュラムを配置している。

その特徴として、早期体験実習、発達保健実習・家庭訪問演習、妊娠期から高齢期までの看護実習、1~3年次の統合として保健看護管理実習・研究を時系列的に積上げ、人の生活の統合的理解と保健・看護の視点を養っていることは長所といえる。

高い看護実践能力を育成するために、理論と実習を並行させるとともに、実習を約 80 箇所での分散型としており、地域の現場に即した質の高い教育ができていると考えている。

“教養科目群”は、主に1、2年次に配置されており、必修科目は当然ながら、選択科目もほとんどが履修できるように配慮されている。したがって、学生は多くの科目を履修することが可能であるが、多くの科目をとろうとすれば1、2年次のカリキュラムは過密とならざるを得ない。

英語については入学後2年間にわたって継続的に履修できる体制が確立されている。この点は、語学学習にとって継続性が重要であるという観点から大いに評価できる。ただ、問題点としては、週に1回という授業形態では入学時の英語力の保持だけでも困難だということ、そして1クラスあたりの人数が40名~42名で語学のクラスとしては規模が大きいことがあげられる。このクラスサイズは可能な学習活動の種類を制限し、双方向的な授業展開を困難なものにしている。

もう一つ懸念されるのは、3年次以降の継続学習対策が不十分な点である。3年次の選択科目を充実させ、看護に特化した ESP[English for specific purposes: 特殊目的のための英語]として4年次に履修する「保健看護英語」に円滑に移行できるような措置が求められる。

情報機器の利用については、情報処理演習の時間に学習できている、あるいは自己学習の時間に学習を深めているが、実務面での病院の情報システムなどに親しむ機会がない状況である。

本学部では、卒業要件となる総単位数に占める教養科目(教養セミナー、外国語を含む)の割合は22%であり、適切な配分と考えている。しかし、開講されている教養科目は26科目であり、学士課程が、「専門教育だけでなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目的としている。」(「学士課程基準」より)ことを考慮すれば、教養科目数を増やすことが検討課題である。

専門学校ではなく短大が必要、短大ではなく大学が必要と、短期間のうちに模様替えをして来た本学部では、教員は専門学校、短期大学、大学の違いに敏感であり、大学の存在意義のひとつに教養教育があるとの認識が学部全体にいきわたっている。

基礎教育と教養教育は、教務学生委員会による運営と教授会によるチェックにより、いまのところ滞り

なく実践されている。

【改善・改革に向けた方策】

現在の教育課程の長所を維持し、内容と質を充実させていく努力を続けていくことが必要である。

また、保健・看護職につくことの意味を説き、倫理性、道徳性を特定の講義に限らず普段の教育のなかで浸透させていくことが必要である。今後は その後の評価を継続的に行っていく必要がある。

現在カリキュラムの改善に向けての一部見直しをおこなっているが、卒業生が出ていない現状では、カリキュラムに対する評価は今後に委ねられる。

倫理関連科目については、教育課程上は現行どおり、学年を追って配置するとともに、日常レベルでの倫理性の涵養に向けて、教務学生委員会での検討や個別的な関わりを強化していきたい。

カリキュラムの過密を是正し更には看護実践能力のより効率的な修得を目指して、あり方検討委員会、実習委員会、教務学生委員会でカリキュラムを総合的に検討していく予定である。

また、授業・実習評価などを活用し、点検・評価方法も充実させる予定であり、学生のニーズに合わせて将来必要となる科目を見直す検討も必要がある。

現行カリキュラムにおける教養科目は、「人文科学」、「自然科学」、「社会科学」、「外国語」といった一般的な枠組みに基づいて配置されており、一応のバランスがとれた配分となっている。

しかし、現行では外国語科目が英語のほかには中国語のみしか開講されていないため、今後は学生の興味に応じて、外国語科目を増やす方向で検討したいと考えている。

学生の卒後の就職先において情報機器があふれている現在、基本的な情報機器の取り扱い方法等に習熟しておくことが不可欠であり、そのために学生の時期に病院システムを体験しておくことが必要である。そのためのハードは整っているが、システムの導入ができていないため必要な実習が学内できかない状況であり、システム導入を図る必要がある。

本学部の基礎教育と教養教育を取り巻く空気は当分変わらないであろう。ここしばらくは今の体制で十分だと思われる。

(2) カリキュラムにおける高・大の接続

◎主要点検・評価項目

- ・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための教育上の配慮として、本学部では、1 年次生及び編入 3 年次生に教養セミナーを必修科目として実施している。教養セミナーは、学生の興味・関心を引き出し、自らが探求したいテーマを見出し、それを題材に学習をすすめる方法で授業を展開している。

これらの課題学習を通して、大学における学習活動、研究的活動の基盤となる文献検索の方法、レポ

ート作成の方法、討議やプレゼンテーションを体験し、アカデミックスキルを身につけることをねらいとしている。

また、本学部では、教養科目は“教養と人間科学の領域”に配置し、高等学校等で学習した科目が活用できるよう配慮し、4つの分野から選択できる科目配置している。

【点検・評価】

教養セミナーにおいては、後期中等教育あまり体験していない、討議、文献の活用、レポートの書き方、プレゼンテーションを実際に体験できている。討議については、テーマにより異なるが、回を重ねることに活発化している傾向がある。

文献の活用については、学生はインターネットを用いて安易に検索し、それで満足している傾向にあるため、ニュースソースの信頼性や、本を読むこと等を担当教員が指導している。前期と後期の終了時には発表会を行い、グループ全てが発表している。抄録や発表原稿を作成したり、時間内に自分たちの意見を述べたりする体験をしている。

教養科目の履修については、幅広い教養を身に付けるよう指導しているが、理系の科目においては、後期中等教育で学習した科目に偏りがあるので、履修が少ない科目もある。

【改善・改革に向けた方策】

教養セミナーについては、大学における学習方法、発表方法を身に付けるといった基本的能力の育成に大いに役立っていると考える。今後は、さらに検討を重ねて、討議が深まり、活発化するテーマの開発や、各グループ指導方法を工夫する必要がある。

また、平成 18 年度後期からは、演習科目についても授業評価を行っていくので、その評価を参考にして指導のあり方などを検討する予定である。

理系の科目の偏りについては、本学部は看護系学部であり、専門科目の理解を深め、幅広い教養を身に付ける観点から、履修の少ない科目については、学生にその科目の意義や目的を説明し、履修を勧めていく必要がある。

また、後期中等教育で習得していない学生でも興味・関心を持てるような教育内容の工夫を検討する必要がある。

(3) カリキュラムと国家試験

◎主要点検・評価項目

- ・国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

【現状】

本学部の公立大学法人としての中期目標は、看護師国家試験を100%合格、保健師国家試験を95%以上合格とした。本学部は平成16年開設のため、平成17年度、18年度ともに国家試験を受験する4年次生は、看護師国家資格を持った編入学生のみであるので、以下、保健師国家試験の対策について述べる。

保健師国家試験の対策としては、教務学生委員会内に委員を4名おき、委員が中心となり対策を立案している。主な対策は3点で、模擬試験の実施、苦手科目の補講、個別の学習指導である。模擬試験は、学生が中心に計画して、年2回程度実施し、全員が参加している。

また、模擬試験の結果は、すみやかに研究ゼミの指導教員に伝達され、ゼミ単位で個別の学習指導をしている。学生が苦手な科目や強化が必要な科目については、12月～1月にかけて特別講義を行っている。

結果、平成18年度の卒業生は、保健師国家試験100%の合格率であった。

【点検・評価】

平成18年度の保健師国家試験100%を達成できた理由として、その要因は、看護師国家資格を持つ編入生のみであったので、受験対策が保健師国家試験のみに集中できたためであったと考える。

保健師国家試験だけでなく、個別の学習支援として、平成18年度より学生自習室が22時まで使用可能となり、学習環境の整備に努めている。

国家試験対策の適切性については、今後、看護師国家試験と保健師国家試験を同時に受験する学生の結果からすべきだと考える。

【改善・改革に向けた方策】

平成19年度より、学部1年次入学生が初めて4年次生となるので、看護師国家試験と保健師国家試験の同時受験となる。目標を達成するためにも、学生の現状をよく踏まえ、かかるべき対策を早期に検討し、実施する必要がある。

しかし、本来、大学は国家試験合格のための教育機関ではなく、学生の自主性や基礎的学力の充実を図る必要がある。

また、国家試験合格は、1年次からの学習を地道に重ねた成果でもあるので、国家試験対策だけでなく、教育内容の一層の充実と、一人一人の学生にあった学習支援を充実すべきであると考える。

(4) カリキュラムにおける臨床実習

◎主要点検・評価項目

- ・医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

【現状】

保健看護は、様々な健康レベルや発達レベルにある人々に対して、最適な健康状態を保証するための実践として位置づけている。臨地実習における学習を段階的に進めることができるよう、「保健看護を

展開するための基礎的な実習」「健康レベルや発達レベルに応じた実習」「保健看護管理を学ぶ実習」の3つで構成している。

保健看護を展開するための基礎的な実習は、地域の特性を理解し、そこで暮らす人々の生活にふれることで、人々の健康へのニーズを把握し、それらを支援するために必要な基礎的能力を学ぶことをねらいとしている。1年生前期から2年生後期にかけて[早期体験実習][基礎看護実習Ⅰ][基礎看護実習Ⅱ][発達保健実習]を行っている。

健康レベルや発達レベルに応じた実習では、健康を障害された様々な人々に問題解決技法を用いて適切な看護を実践できる能力と、個人及び集団が主体的に健康問題に取り組むことができるようコーディネイトできる力を養うことをねらいとしている。3年次前期から4年次前期にかけて[保健看護実習A][保健看護実習B][保健看護実習C][保健看護実習D][慢性期看護実習A][慢性期看護実習B][急性期看護実習][地域看護実習Ⅰ][地域看護実習Ⅱ][地域看護実習Ⅲ]を行っている。

保健看護管理を学ぶ実習は、保健看護が実践されている場で管理を中心に学び、新しい保健看護のあり方や創造的な提言ができる力を養うことをねらいとしており、4年次後期に[保健看護管理実習]を行っている。

【点検・評価】

平成18年度学部生は1年次生と2年次生、3年次生が在籍し、4年次生は編入生16名のみが在籍すべての臨地実習科目を開講していなかったので、開講した科目のみ点検・評価を行う。

- 1 早期体験実習の目標は、地域で生活している人々の関わりを通して、くらしと環境について理解し、健康との関連について学ぶことである。かつらぎ町では、学生5名を1グループとして1泊の宿泊実習を実施した。また、介護老人保健施設または介護老人福祉施設の2施設では、学生10名を1グループとして実習を行った。人間にはそれぞれの生活スタイルがあるため、その人の意志を尊重し、その人らしい生き方ができるように支援していくことが大切であると学ぶことができた。
- 2 基礎看護実習Ⅰの目標は、看護の対象となる人々のさまざまな健康レベルや、ライフステージ、生活を理解し、健康問題を解決するために行われている看護活動を学び、看護実践の基礎となる知識や技術を習得することである。前期(国保日高総合病院と琴の浦リハビリセンター)と後期(前期の施設と本学附属病院と紀北分院)の実習を行った。前期・後期で2施設の病院を体験することができ、比較して学ぶこともできている。しかし、特に後期では、前期で学んだ課題や自分の実習目標を設定して実習に臨んでいたが、準備不足などがあると効果に大きく影響すると考えられた。
- 3 基礎看護実習Ⅱの目標は、対象者への理解を深め、生活過程を援助するために看護過程を用い、看護の基礎的能力を養うことである。附属病院の12の病棟を使用し、学生6~7名を1グループとして実習を行った。
- 4 発達保健実習は、地域で暮らす各発達段階(周産期・小児期・成人期・老年期)の人々の生活にふれ、健康な生活を守るために保健管理や生活環境のあり方にについて学ぶことを目標とし、保育園・小学校・中学校・企業・マタニティスイミング・ベビースイミング・子育て支援活動の現場・漁業協同組合や漆器工場で実習を行った。実習最終日は学内で総括の時間を設け、全ライフステージを通しての学びを深めた。学生1人の実習場所は6箇所であるが、総実習施設は24施設である。実習後の課題レポートには地域に暮らす人々の現状を把握することができ、健康を維持するための生活の工夫や人々のニーズに関する気づきが記載されており、実習目的は達成できたと評価する。

- 5 保健看護実習A(母性)の目標は、周産期にある母子及びその家族の特徴を理解し、対象に適切な看護を実践するための基礎的能力と態度を養うことである。附属病院では学生6~8名を1グループとして5クール、国保日高総合病院と有田市立病院では学生4名を1グループとして合計3クールの病棟・外来実習、助産所実習(岡本・なごみ助産院)を実施した。受け持ち事例が、妊婦の場合は安静入院などの正常から逸脱した事例、産褥婦の場合は生理的変化が早く、入院期間が短い事例という特徴がある。そのため、対象理解が充分にできないまま看護を展開することが多い。実習前の取組として、学生は事前課題に基づいて知識・技術ともに自己学習をして実習に臨んでいる。実習では、学生の対象理解や個別性のある看護の展開ができるような指導をし、学生はそれを活かしながら実施につなげられた。
- 6 保健看護実習B(小児)は、子どもとその家族の健康・生活について理解を深め、健康上の問題を持つ子どもとその家族への看護を実践する力・態度を養うことを目標として、和歌山県立医科大学附属病院と南和歌山医療センターの2カ所で実習を行った。両病院とも現在の小児医療の特徴をあらわしており、学生はそれぞれの病院での実習について、最終日に発表しあうことで、子どもと家族への看護について幅広く学ぶことができた。
- 7 保健看護実習C(高齢者)の目標は、高齢者の健康・生活について幅広く理解し、高齢者を支える看護の実践を身につけることである。実習施設は、介護老人保健施設「ラ・エスペランサ」、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、特別養護老人ホーム「わかうら園」の3カ所である。特徴や役割の違う施設で実習を行ったことで、高齢者の価値観や思考、生活背景などを把握して援助していく必要性や、高齢者に対して尊厳のある姿勢や態度で接する重要性を身につけることができた。また、高齢者だけでなく家族を取り巻く環境を理解し、地域との連携の必要性についても学ぶことができた。
- 8 保健看護実習D(精神)は、人間関係づくりを中心とする実習を通して、患者の持つ精神的、社会的、医学的な問題を理解するとともに、それらの問題が患者の生活にどのような影響を及ぼしているのかを学んでいる。また、1日を精神障害者社会復帰施設での実習にあてており、医療とはまた違った視点や方法論での、精神障害者支援のあり方を学んでいる。
- 9 慢性期看護実習Aは、慢性の病気をもって生きる患者と家族が、健康レベルに応じて生活を調整し、生活の質(QOL)を維持・向上できるための看護を実践する基礎的能力を養うことを目標にしている。一部の学生に受け持ち患者の病態理解が弱く、看護問題抽出、看護計画立案に結び付き難い状況があったが、担当教員による個人面談による指導や実習指導者のアドバイスなどにより実習最終日にはこれらを結び付けられていた。学生の記録や実習評価から目標達成ができていた。
- 10 急性期看護実習は、手術を受ける患者や家族が、急激な変化を生じる状況に対応し、心身両面の回復や社会生活への適応に向けて主体的に取り組むための周手術期看護を実践する基礎的能力を養うことを目標にしている。実習は慢性期看護実習A終了後に行った。術後患者の急激な変化についていけない学生もいたが、グループ内での情報の共有化や教員及び病棟指導者のアドバイスにより振り返ることで内容を深めていた。学生の記録や実習評価から実習目標が達成できていた。
- 11 地域看護実習 I の目標は、地域の健康課題の解決に向けて、地域の特性や社会資源、及び住民の生活実態や健康状態を把握し、地域の健康課題を明らかにするとともに、これらの過程を通して、地域診断及び活動計画づくりに必要な基本能力を養うことである。実習施設は6保健所と16市町村保健センターであり、学内授業と平行して既存の資料、地区踏査、住民へのインタビューにより情報収集を行った。実習は2ヶ月間の4日間であり、収集したデータの分析は授業や課外の時間を利用しまとめ、基礎的な地域の状況や地域保健活動について理解することができた。

- 12 地域看護実習Ⅱの目標は、地域で療養生活を送る個人及び家族の生活と、健康の保持・増進・回復、安らかな死への看護活動の実際を理解し、保健・医療・福祉の総合的視点から、対象者の生活の質の向上を目指した地域での看護職の役割を学ぶことである。実習施設は9訪問看護ステーションであり、学生は指導看護師とともに行動し、受け持ち事例を中心に様々なケースの訪問に同行しながら、5日間の実習を行っている。在宅での様々な療養者の状況を理解し、継続看護の必要性や関係機関との連携の重要性について学ぶことができた。
- 13 地域看護実習Ⅲの目標は、地域保健活動の実際を理解し、個人・家族及び地域における健康課題を解決するための支援方法と保健師の役割について学び、地域看護を展開できる基礎的な能力を養うことである。「地域看護実習Ⅰ」と同じ保健所や市町村保健センターにおいての3週間の実習である。事前に計画した健康教育を主体的に実施し、地域保健活動の展開過程を学んでいる。保健事業への参加やカンファレンスを通して、指導保健師と連携し、学生指導に努めている。全員が家庭訪問、約9割が健康診査と健康相談を経験し、約8割が健康教育の見学ができ、約7割の学生が関係機関会議、約6割の学生がセルフヘルプグループや地区組織委員活動に参加し、保健師の役割が理解できた。
- 14 保健看護管理実習は、保健看護活動が行われる場における保健看護管理過程に体験的に参加することによって、実際に行われている保健看護管理を学ぶとともに、これまでの学習過程で学んできた保健看護の管理に関する理論を活用し、問題解決の糸口を見出し、演習と実習を通して管理能力を養うことを目標としている。実習施設は、附属病院、紀北分院、和歌山県こころの医療センター、国保日高総合病院、和歌山労災病院、和歌山健康センター、訪問看護ステーションなど、海南保健所の7箇所の中から1施設を選び、学生2~4名を1グループとして実習を行った。本年度の実習は編入生が対象であり、「保健看護管理演習」の時間や前期授業の空き時間を有効に活用して事前準備を十分に行って実習に臨むことができ、学生自身が学びたいと考えた管理について理解を深めることができた。

【改善・改革に向けた方策】

学部開設し3年が経過した段階であり、19年度は4年間の実習として最終段階を迎える。4年次の学部生80人と編入生に対して、最終の実習となる保健看護管理実習を予定している。1年次の人々の生活を知ることを目的とした早期体験実習に始まり、2年次、3年次、4年次の実習を通して、教育・保健・医療・福祉について学生が総合的にとらえることができたかを、今後多方面からの意見を聞きながら評価していく必要があると考えている。

(5) 履修科目の区分

◎主要点検・評価項目

- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状】

本学部の卒業要件単位数は126単位であり、基本的なカリキュラムを構成している3領域、“教養と人

間学の領域”、“保健看護学の基盤となる領域”、“保健看護学の専門となる領域”において、それぞれ必修と選択科目を設けている。卒業要件単位数の126単位のうち100単位を必修単位とし、26単位を選択科目としている。選択科目の全科目的開講単位数は、54単位である。

“教養と人間学の領域”の選択科目は、1～4年次生で選択可能な配当にしており、1年次生と編入生がともに学ぶことができる。“保健看護学の基盤となる領域”や“保健看護学の専門となる領域”的選択科目は、専門に関わる内容であるので、他の必修科目の進度を勘案し、2～4年次生に配当している。

また、看護系の学部では、3～4年次に臨地実習の科目を配当するが多く、実習以外の授業を配置することが難しいが、本学部では、3年次後期に授業ができるよう実習の配置を工夫し、“保健看護学の基盤となる領域”から必修2科目を、“保健看護学の専門となる領域”から選択科目3科目を受講できるようにしている。

【点検・評価】

本学部は、看護師・保健師の専門職を育成するための学部であるので、保健師・助産師・看護師法の別表で定められた教育内容を教授する必要があり、そのため、卒業要件単位数に占める必修単位の比率は高くなる。

また、専門の必修科目が2～4年次生に配当されるため、“教養と人間学の領域”的選択科目は、1～2年次に多く選択する必要が生じるため、学生にはガイダンスを行い、計画的に選択科目を履修できるように説明を行っている。

【改善・改革に向けた方策】

今後も、学年の始まりにガイダンスを行い、できるだけ、4年間で有意義に選択科目が取れ、主体的に学習できるよう指導する必要がある。

(6) 授業形態と単位の関係

◎主要点検・評価項目

- 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状】

本学部では、1年間を前期(4月から9月)、後期(10月から3月)の2期に分けて、それぞれ、前期・後期に配置された科目と、1年を通して通年で開講する科目がある。通年の科目は、英語Ⅰ・Ⅱと教養セミナーと実習の科目であり、年間を通して教授することが適切である科目を配置している。

授業科目の単位については、講義・演習・実習科目の3つの授業形態があり、講義科目は1単位を15時間、演習科目は1単位を30時間、実習科目は1単位を45時間で構成している。演習科目は、講義のほかに、グループ学習や看護実習室における演習などの学習を含んでいる。実習は、病院や老人保健

施設、訪問看護ステーション、保健センター、保健所などの臨地において学習する科目である。

【点検・評価】

講義科目、演習科目、実習科目のそれぞれの時間配当は、学習内容と相応して妥当であると考える。

【改善・改革に向けた方策】

各科目の授業形態や時間は、現状ではほぼ満足できるものと考えられる。

(7) 単位互換・単位認定等

◎主要点検・評価項目

- ・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性
- ・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性
- ・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合
- ・海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状】

本学部は海外の大学との単位互換はまだ実施していないが、単位互換制度の高等教育機関和歌山コンソーシアムに加入して、和歌山大学をはじめとする6大学との間で単位互換協定を行っている。

本学部は他大学の学生に対して、前期には「身体の構造と機能」と「生活の科学と健康」を、後期には「健康科学」と「ライフステージと看護」を提供し、各講義とも参加大学全体で上限5名までの受講生を受け入れている。これまでの具体的な実績を記すと、平成17年度に本学で2単位1科目を取得した和歌山大学の学生が前期に1名、後期に2名いた。だが逆に、コンソーシアム参加大学で単位を取得した本学部学生はこれまで1名もない。

入学前の既習得単位については、1年次に入学する学生ですでに他大学で修得した単位がある者については、25単位を上限として単位認定を行っている。単位認定に際しては、履修が重複するとみなされる科目については既修得科目として扱うが、既修得科目であっても継続的に学習することが望ましい科目（たとえば語学系の科目）については単位を認定しないで継続学習させることを基本方針としている。

また、3年次への編入試験によって入学する学生を対象に大学設置基準および本学学則規程に準拠して既修得単位の単位認定を行っている。単位認定の具体的手続きについて記すと、まず該当学生の出身教育施設での成績表とシラバスを取り寄せ、次に教務学生委員会が任命した複数の教員と事務職員が協力しながら多角的かつ慎重に精査して単位認定案を作成する。さらに教務学生委員会の審議を経たうえで、最後に教授会で承認される。

3年次編入学生は全員が看護系の短期大学や専門学校の卒業見込み者と既卒者なので、教養系科目群にも専門系科目群にも単位認定される科目がある。

保健看護学部は専門性の高い学部教育であるため、卒業所要総単位数は126単位である。その内訳は次の通りである。

- ①教養と人間学の領域は必修8単位(6.3%)、選択 20 単位以上(15.9%)である。
 - ②保健看護学の基盤となる領域は必修 35 単位(27.8%)、選択 3 単位以上(2.4%)である。
 - ③保健看護学の専門となる領域は必修 57 単位(45.2%)、選択 3 単位以上(2.4%)である。
- 合計は必修 100 単位(79.4%)、選択 26 単位以上(20.6%)である。

海外の大学との学生交流については、平成 17 年度に中国・山東大学看護学院と学術交流協定が締結され、4年次生3名と2年次生2名と教員1名が訪問して学術交流を行った。平成 18 年 11 月には山東大学看護学院の教員1名と学生4名が本学及び本学部を訪れ、その講演を本学部学生が受講した。

また、平成 18 年3月には、タイ王国・マヒドン大学看護学部との間にも学術交流協定が締結された。これを受け、平成 18 年 10 月にタイから3名の教員と2名の学生が来校した。特別講演のほか、スポーツ交流会、茶道部との交流、調理実習、食事会などを通じて多くの学生がマヒドン大学のスタッフと学生と交流することができた。

【点検・評価】

演習や学内外での実習等の科目が多いという本学部の特質上、また地理的な問題からも、本学部の学生が他の和歌山コンソーシアム参加大学で学修するには多大の時間的・物理的困難を伴うため、現状ではこの制度は有効に利用されていない。

しかしながら、本学部では、教育関係者はもとより医療や宗教などの関係者を日本全国から講師に招き、「特別講義」という授業を行っている。この試みは他大学での取得単位の認定が時間的・地理的に困難な現状を補って余りあるものと評価できる。

平成 18 年度編入学生までは、そのほとんどが和歌山県立医科大学看護短期大学部卒業者であったために、単位認定に伴う困難な作業は比較的少なく、履修の過不足に関して学生の不安や苦情はまったくなかった。その意味では従来の修得単位の単位認定の方法も卒業要件中の本学部における単位認定数の割合も適切であったといえるだろう。

単位認定は自学部で100%行っている。選択科目などで、他大学での単位認定も取り入れたほうが科目の多様性を増やし、選択の幅が広がることが考えられる。

国際交流のカリキュラム上の位置づけについては、目下、学術提携大学からの来訪者の講演を特別講演として学生が受講するにとどまっている。受講後に学生に提出させたレポートのほとんどは、他国の看護事情や看護系大学の状況を学ぶことや英語でのプレゼンテーションに接することからよい刺激を受け、向上心や学習意欲が高まったという感想を述べている。

問題点としては、本学学生の提携大学での学習をカリキュラム上いかに評価するかがまだ明確ではない点があげられる。

【改善・改革に向けた方策】

今後の課題としては、海外の大学との単位互換の実現があげられる。タイ王国・マヒドン大学看護学部と中国・山東大学看護学院との間には学術交流協定が締結されており、教員・学生の相互訪問はすで

に実現している。これらの大学での短期的・長期的な学修およびその単位認定の実現に向けて具体的な方策を立てることが将来的な課題である。

現在すでに実施しているハーバード大学ジョスリン糖尿病研究所主催の糖尿病児キャンプへの参加についての単位認定も検討課題である。

既修得単位認定における今後予想される問題は、平成19年度以降、和歌山県立医科大学看護短期大学部の開学に伴い、他の高等教育機関の卒業者だけが編入学することになることである。このため、今後は既修得単位の単位認定についてはさらに慎重な精査や、個々の学生の本学での学習が円滑に進むために柔軟な対応と配慮が従来以上に必要になるであろう。

他大学での単位認定については、他大学とのコンソーシアムなどが円滑に動いていない現状では困難であるが、医学部や他大学との単位互換など今後の課題である。

海外の大学との学生交流において提携大学を訪問・短期留学した学生の学習を、今後はカリキュラム上に反映できるようにしたい。

(8) 開設授業科目における専・兼比率等

② 主要点検・評価項目

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状】

本学部における専任科目と兼任科目の数との比率は、表III-2に示す通りである。保健看護学部における選任と兼任担当科目数との割合は、専門教育の科目については専任教員の占める割合が84.9%である。また、教養教育科目についても専任教員の占める割合が80%である。

本学の教育理念や目的を達成するために、教員間の緊密な連絡と意思疎通は不可欠であるが、講義の一部をオムニバスとして分担している兼任教員に対しては専任教員と十分な打ち合わせを行っている。1科目を担当している非常勤講師に対しては、年度の始まる前に話し合いを行い、教育課程への理解を深めている。

表III-2 開設授業科目における専・兼比率

区別	専兼科目数の別	必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
専門教育	専任担当科目数（A）	50.1	—	50.1
	兼任担当科目数（B）	8.9	—	8.9
	専兼比率 % (A / (A+B) *100)	84.9	—	84.9

教養教育	専任担当科目数 (A)	4.0	一	4.0
	兼任担当科目数 (B)	1.0	一	1.0
	専兼任比率 % (A / (A + B) *100)	80.0	一	80.0

【点検・評価】

教養教育科目では、非常勤講師により多様な科目を設置して、選択科目の幅を広げる上で重要である。また、専門教育の科目では、非常勤講師に依頼することで、分化している専門領域で必要とされる最新の知識や技術をカバーすることができる。現在のところほぼ満足すべき成果が得られていると思われるが、教員数が限られている現状から、ある程度兼任体制をとらざるを得ない。

しかし、非常勤講師の科目の目的・目標・講義内容などについては、それを把握することや協議が十分でない部分もある。

【改善・改革に向けた方策】

教員数の定数確保や専任教員の担当分野の充実と教育能力のさらなる向上が求められる。

また、非常勤講師と学期の途中あるいは終わりなどに、授業評価の結果などを含めて改めて教育理念・目標とそれを達成するための内容について協議する機会を設けていく必要がある。

(9)生涯学習への対応

◎主要点検・評価項目

- ・生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状】

本学部では、生涯学習への対応の一つとして、平成 16 年度の開学時から3年次への編入学入試を実施している。

また、平成 18 年度からは附属病院看護部をはじめとする実習施設と共同看護研究を実践している。

なお、大学として開催している公開講座は、平成 16 年から開講しており、受講料は無料である。「9 社会貢献」で詳述する。

看護に関する新しい情報を提供するため、県内の看護職を対象とした講演会なども開催している。高校生のための大学授業の提供は、8月のオープンキャンパスと高校への出張講義(出前授業)の形で、志願者受け入れ対策の一環として行われている。

【点検・評価】

3学年次への編入学試験の実績倍率は、平成16年(2.1倍)、平成17年(2.6倍)、平成18年(3倍)で推移している。

附属病院看護部をはじめその他実習施設との共同看護研究については、期間は1年から2年間であり、中間報告および研究成果の発表をし、学会誌等に投稿する予定である。

【改善・改革に向けた方策】

本学部の生涯学習の対応については、整っているとはいえない。社会人特別選抜試験や科目履修生制度について検討が必要である。

現在、短期大学部卒業生616名を対象に卒後教育のための講座等についてアンケート調査を実施した。

なお、卒業生の多くが附属病院に就職していることから、附属病院看護部と連携を図り、卒後教育の充実に向けて検討中である。

3-2 教育方法等

【到達目標】

- ・幅広い教養、豊かな人間性及び思考力・創造力を形成するため、教養教育と人間教育を充実する。
- ・学生が主体的かつ意欲的に学習でき、知的好奇心、科学的探求心及び問題解決能力を育む教育方法を採用する。
- ・医療に従事する者として適切なコミュニケーション能力、患者の人権に配慮できる倫理観育成のための教育を充実する。

(1) 教育効果の測定

◎主要点検・評価項目

- ・教育上の効果を測定するための方法の適切性
- ・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
- ・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
- ・卒業生の進路状況

【現状】

①講義・演習

本学部では開設以来、科目の概要、目標、授業内容、評価方法、教科書などをシラバスに明記し、学生に授業目標がわかるように工夫している。

各教科における教育効果の測定は、多くの科目で終了時に筆記による試験を行っているが、科目によっては、授業時間中に小テストを実施したり、授業終了時にレポートの提出を課したりなど、各種の方法を組み合わせて教育効果の測定を行っている。特に看護技術を教授する科目においては、実技試験も実施し、筆記試験等を合わせて総合的に評価を行っている。

②実習

全看護領域において、学生個人が修得すべき内容についての評価と実習における指導体制や環境などを含めた実習のあり方を評価する2種類の内容を学生の自記式で行っている。

学生が実習で修得すべき内容については、学生個人が記入できるように評価表を作成し、学生自身が実習中にも振り返ることができるよう明文化して学生に渡している。各看護領域の評価表の作成においては、各看護領域の担当者だけでなく、全看護領域からの委員で構成されている実習委員会で検討している。

実習のあり方についての評価は、全学的に統一した内容、方式で実施し、各看護領域での実習終

了時に無記名自記式アンケート方式で実施している。

評価方法については、学生に理解しやすいように科目毎にシラバスに記載するとともに、教務学生委員会が全体を統括している。

実習における評価内容は、シラバスに記載するともに、実習要綱に記載し、学生、教員が共有できる形式にしている。平成16年、平成17年は、主に学生個人について講義・演習・実習の評価を行ってきたが、さらに平成18年度より、各看護領域からの委員で構成されている実習委員会で実習のあり方の評価について検討を行うなど、各看護領域だけでなく全看護領域で検討することにより、教員間の合意が確立されている。

学生による各科目の内容や教授方法についての評価は、各科目の終了時に行い、結果は年2回教務学生委員会、教授会で検討するとともに、各科目担当者に評価の結果をフィードバックし、今後の授業改善の資料にしている。

また、授業評価の結果については、学内に掲示し学生へのフィードバックを行っている。

教育効果を測定するシステムは、教員による成績評価、学生による授業評価、実習のあり方についての評価の集計は教務担当者が行い、集計した結果は教務学生委員会、実習委員会で検討した後、教授会で検討する体制をとっている。

卒業生については、本学部では開設以来、これまで2回送り出した。平成19年3月卒業生については、下期の表2に示したように、ほぼ全員が看護職として就職し、その内訳は看護師9名、保健師が7名であった。全員が、希望に添った看護職(看護師あるいは保健師)として就職することができた。(表III-3)

基礎教育終了時の能力と現場で求められる能力とのギャップが大きく、就職時における「リアリティショック」をおこすことがある。そこで、「リアリティショック」を緩和することを目的に、国家試験終了後就職するまでの間に希望者に基礎看護技術の復習の機会を設け、できるだけスムーズに就職先に慣れるようなプログラムを設けている。

表III-3 卒業生の進路状況

区分	看護師	保健師	その他	合計
19年3月卒業	9名	7名	0名	16名

【点検・評価】

①講義・演習

学生が学習する科目の目標、修得すべき看護技術等をシラバスで明文化するとともに、授業において資料を配付したり、教員が説明したりして、理解しやすい工夫をしている。評価方法は筆記試験、レポート、実技試験等科目の目的に合わせて様々な方法で適切に実施している。

平成18年に学生に実施した評価方法の適切性についてのアンケートでは、9割の学生は適切を感じており、学生のアンケートからも評価方法が概ね適切に実施されているといえる。

②実習

看護領域毎にきめ細かく評価を行っているが、各看護領域を総合した看護技術の評価、例えば卒

業時に修得すべき看護技術についてなどの評価は実施していない。

評価の結果は、教務学生委員会、教授会で検討するなどできるだけ教員間で合意を形成するよう努めている。また、本学部の特徴であるオムニバス方法で実施する科目については、授業開始時や各教員の評価が出た後に担当教官で話し合い、合意形成をしている。

しかし、非常勤教員については、合意形成が困難な状況にある。

各看護領域実習では、領域毎に異なるので、評価内容については異なるが、各看護領域の特徴をいかして目標到達度を設定している。

学生による授業評価の結果は、各教科担当者にフィードバックし、各教員の教育内容の向上及び授業改善の方向を検討する資料となっている。

本学部の最終的な教育効果を測定するには、卒業後の就職先での状況を評価する必要があるが、本学部は開学して4年目のため、卒業後も含めた教育効果を測定するシステムまではできていない。

卒業生については、全員が希望する施設、職種に就職できた。就職後の状況を把握するシステムはないが、現在は卒業した人数も少人数であり、卒業後の状況はよく把握できている。

【改善・改革に向けた方策】

多くの科目は筆記試験・レポート・実技試験など多面的に評価を行っているが、開学したばかりであり、評価内容・方法についての検討は充分でない。これまで実施してきた評価を継続とともに、今後は評価内容や方法の妥当性、有効性の検討が必要である。

評価の結果は年2回教務学生委員会、教授会で検討しているが、今後もこれらの検討を継続とともに、より一層教員間で合意形成を促進する。さらに、非常勤教員と合意形成の機会を増やしていく必要がある。

教育効果については、現在各科目、各実習における評価を中心に実施している。

さらに、卒業後も含めた教育効果を測定するシステムとして、実習病院でもあり、多くの学生が就職すると思われる和歌山県立医科大学附属病院との緊密な連携のもと、就職した学生の教育評価を行うことを検討する必要がある。

近年、全国的に就職してから1年以内の離職者が多いといわれている。本学部は開設して間がないため1年以内の離職者はいない。

(2) 厳格な成績評価の仕組み

◎主要点検・評価項目

- ・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- ・成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- ・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状】

履修科目登録の上限は特に設定していない。むしろ、開講時間数いっぱい、できるだけ多くとるように学生には勧めている。

各科目的成績評価は、出席状況の条件を満たす者に対して筆記試験・実技試験・レポート等によつて行われている。再試験は1回のみで、合格点は60点と扱うことになっている。成績の区分は、80点以上が優、70点台が良、60点台が可、60点未満は不可となっている。各区分に割り当てる人数の割合は特に定めてはいない。平均は良あたりが望ましい。

専任教員間では、常勤の教員全員が参加する進級判定ないし卒業判定会議で用いる成績一覧表に各科目の平均を載せ、話題として取り上げることで、おのずと点のつけ方についての合意が促進されるようにしている。

非常勤教員との合意については、なかなか難しいところがあるが、非常勤教員との意見交換会を毎年春開き、その席で理解を頂くようにしている。

教養セミナーや保健看護研究Ⅱのように学生がグループに分かれて教員に配属される形式の授業の場合には、責任者が成績の調整を図っている。教養セミナーの場合、基準は70点、欠席1回につき5点マイナスという合意がある。

主要科目的展開に必要な順序を確保するため、原則、単位制に加え、実質、学年制を敷いている。1年次の終わり、2年次の終わり、3年次前期の終わり、卒業時に、進級卒業判定のための拡大教務学生委員会において進級者と卒業者の案を作成し教授会に提案している。

1年次と2年次の終わりでは、それぞれの学年に割り当てられた必修科目的単位を取得したかどうかをチェックする。3年次前期の終わりでは、領域別実習に参加できるだけの素養を積んでいるかを進級試験によって判定する。卒業時には卒業試験を課しているが、当然ながら、自信を持って送り出せるかどうかの判定である。ただし、いずれも、機械的な判定ではなく、勉学意欲が持続するよう配慮し総合的な判定を行うよう努めている。

【点検・評価】

今のところ、履修科目登録の上限を設定する必要を感じていない。

本学における各科目的成績評価のための材料の集め方、成績の区分法自体は大学としてオーソドックスなものである。ところが、この使い方についての教員側は必ずしも一致しているわけではない。結果として、甘すぎる科目や厳しすぎる科目、あるいは点差がほとんど開かない科目が生じている。

成績のつけ方、すなわち成績評価法、成績評価基準の使い方についての教員間の合意を促す機会はすでにもっているが、そのやり方が穩やか過ぎるのか、教員の間には意識の違いがみられる。甘すぎる科目や厳しすぎる科目、あるいは点差がほとんど開かない科目が存在している。

学年の進級は、総合的に判定することにしている。

【改善・改革に向けた方策】

将来とも履修科目登録の上限を設定する必要はないであろう。

成績評価法、成績評価基準の使い方について、現状で望ましいと考えている。

成績評価の均等化の努力が必要であり、成績評価法、成績評価基準の使い方の教員間の合意については、FD活動の一環として、それを促進する研修の機会などが期待される。

(3) 履修指導

◎主要点検・評価項目

- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・オフィスアワーの制度化の状況
- ・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状】

履修については、シラバスへの記述に加えて、年次はじめに学生を学年ごとに分け、半日かけてオリエンテーションを行っている。学年担任が全体の説明をした後、その年次に開講される選択科目について、それぞれの担当者が直接、講義の内容を紹介している。

履修届は、前期に通年の計画を出させ、後期にはその変更も認めている。提出期限は、講義開始後一週間としてあり、実際に受講した上で決定する余地がある。

教員は、それぞれの都合に合わせ、週に1、2度オフィスアワーを定め、研究室で学生を待っている。オフィスアワーの時間は、メールアドレスとともにシラバスに記載され、学生に周知されている。

アンケートによると、その利用状況は、平成17年度では、4年次生15名全員が利用したことがなく、2年次生は13%が利用して、利用し易かったと答えていた。

また、平成18年度では、2年次生の18.5%が利用して、利用し易かったと答え、2.4%の学生はあまり利用し易くなかったと答えていた。

平成19年度の留年生は、2年次生2名である。留年生に対しては、教務学生委員会とクラス担任が連携して指導に当たっている。教務学生委員会は主に履修の指導を行い、クラス担任は主に学習上の悩みや時には家庭背景上の問題などの相談に乗ったり、また必要に応じて教科担当教員との仲介をしたりしている。

履修の指導においては、上級学年の開講科目の履修を部分的に可能にするなど、個々の学生の状況に合わせてその勉学意欲に空白が生じないように配慮している。

【点検・評価】

今までに、選択科目の選択の仕方が分からなくて困った学生がいたという例はない。学生の立場からすれば、現行のオリエンテーションで十分であろうと思われる。

ところで、選択科目の中には、極端に受講生が少ない科目が生じている。選択だから、それに興味のある学生だけが集まればよいのであるが、受講生の極端な少なさは授業維持あるいは開講の意欲に影響する。

オフィスアワーを利用したことがあるという学生は1、2割であり、一見少なく、この制度をもっと拡充する必要があるかのようであるが、本学では、多くの学生は教員に相談のある場合いつでも研究室を

訪れている。教員に会えなければ、研究室のドアにメモを添付したり、メールで連絡をとったりしている。学生はオフィスアワーであるかないかに関わらず、教員に会いに来ているのが現状である。

留年生は、留年をしても1年だけであり、その後学生は立ち直っていく。

ところが、中には力不足とも思われないのに留年を繰り返す学生がいる。勉学や生活上の相談だけでは状態の改善が見られず、おそらく、彼らにはより専門的な相談が必要なのだと思われる。

【改善・改革に向けた方策】

履修については、オリエンテーション時に講義担当者が直接学生に説明する機会を設けているが、競争原理が働きすぎるのか、これがうまく働いていないようである。特定の科目を受講することの必要性を学生にアピールする方法をあらためて工夫しなければならない。

教員に相談があるとき、オフィスアワーであるなしにかかわらず、学生が隨時研究室を訪れるこの関係は、本学の基本的風土であり、今後も変わらないと思われる。しかしながら、すべての教員が同じように訪室しやすいわけではなく、また、すべての学生が同じようにためらわず教員に会いに来るわけでもない。門戸を開いていることを知らしめるために、この制度は続けていかなければならないだろう。そしてやがては、教員の研究時間を確保するためにこの制度を堅固にせざるえない日が来るのかもしれない。

平成18年12月から学生相談室が週に3回程度開設され、カウンセラーが相談に預かってくれることになり、今後も取り組みを継続していく必要がある。

(4) 教育改善への組織的な取り組み

◎主要点検・評価項目

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況
- ・FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

【現状】

学部開設時より、新入生(編入生も含む)を対象に1泊2日の日程で新入生合宿研修を行っている。この企画・運営には学生自治会の担当学生も参加し、新入生と在校生、教員の交流を図れるように、これから的生活の過ごし方などについてグループワークを行い学生の参加型研修としている。実施後にはアンケートを学生と教員に行い、次年度にその結果を活かしている。

1年次生と編入3年次生を対象に学生自身が少人数でグループワークを行いながら、自主的に探求したい課題を設定し、自らの力で解決していくという教養セミナーの授業を通年開講している。このセミナーは、自ら学ぶ能力やコミュニケーション能力、自己評価能力などを高めることを目標に授業を行い、チューターとして全教員が担当している。前後期の開始時には、全教員間でセミナーの内容や運営方法、チューターとしての指導のあり方など意見を出し合い検討している。

・学生の学習意欲を高め、既習の知識・技術を発展させていくために演習も取り入れ、学生主体の授業ができるように各学年次をA組、B組にクラス分けして実施している。

1年次から実習をとりいれることにより、看護学への関心を高められるようにしている。

実習は学習の進度に応じて、進めている。1年次では入学後4月下旬より早期体験実習、基礎看護実習Ⅰ、2年次では基礎看護実習Ⅱ、発達保健実習、3年次では慢性期看護実習A、地域看護実習Ⅰ・Ⅱ、4年次では地域看護実習Ⅲ、保健看護管理実習、慢性期看護実習B、3・4年次が保健看護実習A～D、急性期看護実習からなっている。

また、2年次で行う発達保健実習では、人間の各ライフステージにおける生活側面を統合するために、実習最後の1日を用いて少人数のグループに分けてまとめの発表会を行っている。この発表会には、実習施設の方々も参加し、意見交換を行っている。

さらに、3年次の実習では、実習と次の実習を連続させて行うのではなく、1週間の期間を学内での講義や自己学習の時間にあてている。

また、ある実習科目では、受け持った患者の事例を病態学の講義に教材として用い、受け持った学生がプレゼンテーションを行い、臨床指導者も参加して、3年次生全員で事例患者の病態学や看護の実際について学んでいる。

教員の教育指導方法の改善を促進するための措置として、新入生合宿研修や教養セミナーについては、教務学生委員会の中で担当者を決め、その教員たちが中心となりテーマ、運営方法などの試案を作成し、それを基に全教員で検討している。

オムニバス授業については、授業の開始前に担当教員間で打ち合わせを行い、授業概要や目標を共通理解した上で、授業内容の確認など行っている。

また、学生による授業評価の結果を各教員にフィードバックし、FD委員会が主催する研修会が定期的に行われている。平成18年度では、学生による授業評価が高かった非常勤講師の「教育の適時性と評価」についての講義を全教員で聴き、それを基に講義・演習・実習にどのように活かしていくのかについてグループワークによる研修を行っている。

シラバスは毎年、学生と教員に配布される。「年間予定表」、「履修・試験などについて」、「開設授業科目一覧表」に続いて、その年度に開講される科目がすべて、それぞれ1ページにまとめられている。各科目の記載項目は、概要、教育目標、学習内容、スケジュール、評価方法、教科書・推薦参考図書となっており、シラバスの最後には担当者の「オフィスアワー及びメールアドレス」が掲載されている。

アンケートによると、シラバスを「活用し役立っている」と回答したのは、平成17年度の4年次生の86.6%と2年次生の84.0%、そして平成18年度の2年次生の92.5%であった。少数ながらあった「役立っていない」との回答の理由にあげられた中には、シラバスに記載されている教科内容と実際の授業とで内容が違っているとの意見があった。

平成16年度の学部開設当初から学生による授業評価を行っている。常勤非常勤を問わず4回以上授業を担当している教員が評価の対象である。無記名で実施しており、回答用紙の裏面にコメントを自由に記述できるようにしている。

評価の時期は、講義の最終週の終わり10分間とし、教員が授業の最後に回答用紙を学生に配布し、退席後は事務職員がその場で回収する。その後のデータ処理は事務職員が行っている。

平成18年度から学内演習と臨地実習の評価も開始された。臨地実習の場合、実習科目単位で評価を受けている。

評価の結果は授業を担当している教員のみに知らされ、その活用は各教員の自己研鑽に任されている。活用について、評価の高い教員にモデル授業を実施してもらうという意見が出されることがあるが、まだ行われていない。学生に対するフィードバックとして、平成17年度から全体の傾向を表すグラフを掲示している。

FD活動としては、平成18年には、今後の看護教育における方向性を考える示唆を得ることを目的に、日本看護協会会长の久常節子氏を講師に迎え「看護の動向」をテーマに教職員及び学生を対象に研修会を開催した。

また、実習病院の指導者とともに研修できる機会として、日本赤十字看護大学教授の鶴田恵子氏を講師に迎え、「大学と病院の連携による看護実践能力向上のための実習指導のあり方」をテーマに講演会を開催した。

教員の教育力向上のための教員研修会として、大阪教育大学教授の白石龍生氏を講師に迎え「教員の教育力充実をはかる」をテーマに開催し、講演後に少人数によるグループワークを行った。

なお、大学基準協会の大学評価を受ける準備として、教職員の心構えのための研修会を開催した。テーマを「大学評価」として、自由が丘産能短期大学学長の森脇道子氏を講師に迎え、本学部教職員や医学部教員と共に少人数によるグループワークを行い、教育理念に対する意志疎通を図った。

学内での研究発表会を兼ねた抄読会を開催し、研究活動における最新動向に関する情報を得る共有の場とし教員研修の一翼とした。平成18年度は「看護学生の価値志向—オルポートとバーノンのスケールによる—」と「低位前方切除術を受けた患者の排便機能障害に対する指導内容の確立」について行い、研究内容や関連する事項について話し合った。

また、学生の早期発達実習で宿泊実習を行っているかつらぎ町住民を対象とした調査研究「過疎地域在住高齢者の健康調査」の発表を通して、地域住民の健康状態を含めた保健事業の共通認識を深めた。

平成17年度保健看護学部共同研究助成の中間報告として、研究代表者より「自主化に向けた保健師のグループ支援の方法」と「学生のコミュニケーション技術の特徴に関する研究」についての報告会を開催した。

さらに、日本看護系大学協議会が開催した「看護系大学における看護実践能力育成に向けた先駆的な取り組み」及び「看護実践における大卒看護師の貢献と課題」について、参加者からの報告会を設け看護系大学が抱える課題について認識を深めた。

また、教員の英語力と教養力の向上のため、全教員が5~7人の小グループに分かれ英書講読をグループ毎に定期的に行っている。定期的に開催している研修会や抄読会・英書講読を通して、各教員個人の教育力の向上及び自己研鑽を継続するための共同体としての組織化を図った。

【点検・評価】

新入生合宿研修では、在学生や教員の意見を取り入れ運営方法を検討しており、学内の殆どの教員が参加し、新入生との交流を図れているが、研修が本学から約100kmの場所で行われており、大学を離れて改めて学部の教育理念などの確認ができる有用であると考えている。しかし、教員、学生の負

担もあり、その対策を検討中である。

教養セミナーは、全教員が授業担当しており、チューターとしての指導のあり方や授業の運営方法に教員間の認識の相違が生じることが予測されるため、前後期の授業開始前の全教員間でセミナーに対する話し合いを今後も継続していく必要がある。

学内演習は、A, Bクラスに分かれて行っているが、学生は約 40 数名ずつとなるため、学生の学習準備状況や理解度に応じた指導が困難な場合もある。

また、学習の進度に応じて段階的に臨地実習を行っているが、看護過程の展開や看護技術の学習など、十分にできていない学生もあり、実習時間外にも教員は多くの指導を余儀なくされている。

教員は、自己研鑽をするとともに FD 委員会が開催する研修会に参加し、教育指導方法の改善に努力している。

シラバスは、形式的に統一されているので理解し易く使いやすいと思われる。

記載内容と実際の講義内容が相違する場合があるにもかかわらず、今のところ、幸いにして多くの学生から「役立っている」との評価を受けている。

学生による授業評価の回答用紙の回収率は高い。コメントも教員に好意的な内容の記述が多い。評価が全体的に高く、その上、反復するたびに評価が高くなっている。これらの指標を見る限り、本学には基本的に教育熱心な教員が多く、すでに、相当程度学生に配慮した授業が行われていることと、授業評価の実施がある種の緊張感を生み、さらに同方向の配慮を促していることがうかがえる。

FD委員会の目的は、教職員の教育・研究・実践(看護系・医学系の臨床実践や地域貢献を含む)に取り組む姿勢や資質向上について、教員個々が問題意識を深め、その課題を実現していくことにある。定期的に開催している研修会や抄読会・英書講読を通して、各教員個人の教育力の向上及び自己研鑽を継続するための共同体としての組織化が図れている。

研究活動においても、保健看護学研究領域の細分化が進む中で、それぞれの最新動向に関する情報を得る機会が難しい状況にあるが、学内での研究発表会を兼ねた抄読会はその共有の場となり、教員研修の一翼を担っている。なお、新任教員の研修や教員相互の授業評価などは行われていない。

【改善・改革に向けた方策】

演習や実習を効果的に行っていくためには、教員間の連携や FD などをを利用して教員の自己啓発を促し、教育方法を改善していく努力が必要である。

シラバスについては、内容と実際の講義内容は一致していかなければならない。そのための努力を引き続き行う必要がある。

授業評価結果の活用法を考え、さらにこの傾向を高めるのもよいが、学生の自主性の涵養と大学活力の生かし方のバランスの観点で、大学の理想とする授業のあり方について、改めて落ち着いて考えていく必要がある。

FD活動については、講演会のテーマによっては対象を看護職員や学生まで拡大して行っているが、その成果が教育活動や研究にどのように活用されているのか明確になっていない。

新任教員の研修などは、機会ごとに行い、教員相互の授業評価なども今後行う方向で検討すべき

である。今後は学部教育に関する自己点検評価や附属病院をはじめとする実習関連施設との共同研究成果の報告や講演会などの企画を行い、より一層の資質向上をめざしていく。

(5) 授業形態と授業方法の関係

◎主要点検・評価項目

- ・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性
- ・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

【現状】

授業は各科目的教育目標にそって、講義・演習・実習・実験の単独またはこれらの複合によって行い、教材もプリント、パワーポイント、VTR、OHP、人体モデルなどさまざまなものを使用している。

演習は、学生を小グループに分けた上、モデル人形や器械器具類を使用して、きめ細かく指導している。

臨地実習は、大学附属病院が主たる実習の場であるが、その他に学外の特色ある医療施設、保健施設などを数多く利用している。早期体験実習や発達保健実習、保健看護管理実習では、実習終了後に学生がまとめを行い、関係者の前で発表する機会を設けている。

実験は、「生活の科学と健康」や「保健看護の物理学」などの授業を自然科学教室で行っている。

また、保健看護研究Ⅱにおいては、看護実習室や共同研究室を使用し、実験研究を行っている。

次に、本学部のすべての講義室にはプロジェクターやDVDプレーヤー等が備え付けられていて、各種のメディア(DVD、VHS、MD等)を利用して、教材・資料を提示することが可能である。

情報科学教室には、1学年の半数に当たるコンピュータがあり、学生は常時使用できる。インターネットに接続され、かつ学生一人一人にメールアドレスが配布されていて、学生同士や教員との連絡に利用されている。

1、2年次に開講している「英語Ⅰ・Ⅱ」の授業ではLL教室を利用している。

【点検・評価】

授業形態や授業方法は、教育目的や到達目標が設定されている。演習用の機械器具類は、最新のものを努めて購入しており、教育内容を効率よく教授することを可能にしている。これらの機械器具類を点検し、演習を行ううえで十分であるかを検討していく必要がある。演習・実習の小グループ化などによって、演習室や実習室、マルチメディア教室の利用頻度が高くなっているが、その対策が求められている。

情報科学教室は、学生が夜間も自由に利用できるようになっている。メールを交換したり、インターネットを利用したりすることは学生の知的好奇心を育てる点で役立っている。メールについては、学生同士のメール交換は活発に行っているが、学生と教員との連絡には殆ど利用されていない。

【改善・改革に向けた方策】

各科目の教育内容及び到達目標をこれまで以上に明確化していく予定である。今後も演習に必要な機械器具が購入できるよう予算を確保していく必要がある。

また、実習室や演習室が効率よく利用できるよう検討していく必要がある。

マルチメディアについては、今後はそれを利用したカリキュラムの開発などと共に、マルチメディアを教育の現場で活用できるようにしていく。また、学生と教員の連絡にメールの利用を促進していく。

3-3 国内外における教育研究交流

◎主要点検・評価項目

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- ・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

→ [VII 国際交流 1 教育研究交流の項を参照]

4 学生の受け入れ

【到達目標】

- ・基礎的な学力を判断する学力検査と、保健看護職としてふさわしい適正を判断する面接を実施する。
- ・保健看護学を学ぶことができる基礎学力があり、また、学習意欲が旺盛で、人間的にも、保健看護職としての資質に恵まれた、将来性のある学生を受け入れる。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

◎主要点検・評価項目

- ・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方式を採用している場合には、その各々の選抜方式の位置づけ等の適切性

【現状】

保健看護学部では現在、推薦入学試験、一般選抜試験(前期日程と後期日程)、3年次編入学試験の4種の入試を行っている。

推薦入学試験は、和歌山県内の高等学校の在学生、調査書の全体の評定平均値が4.0以上等の条件に該当するとして高等學校長から推薦された者を対象に行っている。大学入試センター試験を課さず、独自に総合問題と面接を課し、調査書に加え高等學校長の推薦書と出願者の自筆による自由記述文「自己を語る」を求め、これらすべてを総合的に評価して合格者を決定している。定員は25名程度である。

一般選抜試験は、大学入試センター試験において本学が指定した5教科5科目を受験した者に、前期日程では小論文と面接を、後期日程では総合問題と面接を行い、調査書の記述とあわせ総合的に評価して合格者を決定している。定員は、前期日程が40名、後期日程が15名程度である。

3年次編入学試験は、看護関係の短期大学ないし専修学校専門課程を卒業ないし卒業見込みの者を対象に行っている。定員は8名である。

表III - 4 志願者・合格者・入学者の推移

(単位:名)

年 度	期	志願者数	合格者数	入学者数
平成16年度	推薦	60 (58)	32 (32)	32 (32)
	一般	653 (580)	68 (59)	48 (41)
	3年次	33 (32)	16 (16)	16 (16)
	合計	746 (670)	116 (107)	96 (89)
平成17年度	推薦	42 (42)	30 (30)	30 (30)
	前期	183 (160)	44 (38)	41 (35)
	後期	147 (130)	13 (13)	13 (13)
	3年次	42 (41)	21 (21)	16 (16)

	合計	414 (373)	108 (102)	100 (94)
平成18年度	推薦	49 (47)	29 (27)	29 (27)
	前期	104 (95)	42 (40)	40 (38)
	後期	183 (170)	12 (10)	11 (9)
	3年次	39 (33)	20 (18)	13 (11)
	合計	375 (345)	103 (95)	93 (85)

() 内は女子 [内数]

【点検・評価】

本学の使命の一つに地域貢献がある。直接的具体的には、優秀な保健看護職を地域に提供し続ける使命である。卒業時県内定着率が高い県内出身者を一定数確保する推薦入試はそのよい手段である。本学部の推薦入試入学学生群と一般入試入学学生群との間に学内成績の違いがあるかどうかについては、今のところ推薦入学群は一般入学群に勝りこそすれ劣ってはいない。

3年次編入学の制度は、和歌山県唯一の保健師養成機関である本学の任務としてこれからも維持しなければならない。

後期日程一般選抜試験については、受験生の受験機会複数化の点で実施が望ましいのであるが、本学のような小規模大学には試験実施の負担が大きい。廃止も視野に入れつつ、全国の大学の動向を見ているところである。

【改善・改革に向けた方策】

平成20年度から、推薦枠を増やす方向で、推薦定員を30名程度に、前期日程の定員を40名程度に、後期日程を10名に変更した。一般選抜と推薦による特別選抜の定員枠をどうしていくか、今後とも検討し続ける必要がある。

(2) 入学者受け入れ方針等

◎主要点検・評価項目

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係
- ・学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

【現状】

入学者受け入れ方針としては特に明示していないが、本学部の教育理念・教育目標に沿って学部運営がされており、また教育課程もそれに沿って編成され、教育体制も整えている。受験生等には学部案内、ホームページ等にその内容を示しており、どのような教育が行われるのか、

4年間でどのような学生に育ってほしいと考えているかということに賛同した学生が集まってくれているものと考えている。そのような観点から、一般選抜における2段階選抜時の小論文・面接、推薦入学試験における総合問題・面接、編入学試験における小論文・面接の出題内容や質問項目を工夫することによって、本学部が求める学生の選抜に努めている。

表III-5 入学者の推移（県内外別）

(単位：名)

年 度	県内校	県外校	合 計
平成16年度	40	40	80
平成17年度	44	40	84
平成18年度	45	35	80

【点検・評価】

留年生や退学者が非常に少ないと考えても、大学が望む学生が、学生の望む大学に入学しているものと考える。

【改善・改革に向けた方策】

卒業後の就職状況等を把握し、本学部が求める学生の選抜が行われているか検討していくなければならない。

(3) 入学者選抜の仕組み

◎主要点検・評価項目

- ・入学者選抜試験実施体制の適切性
- ・入学者選抜基準の透明性
- ・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状】

本学部の入学試験は、保健看護学部入学者選抜試験施行規程に基づき設置された入学試験委員会が実施している。各年度始めにその年度の入学試験委員会委員が選ばれ、入学試験制度検討委員会の方針に従って、その年度の入学試験を実施する。試験実施に関わるすべての任務を担うのであるが、重要事項については教授会の審議を経ることになっている。募集要項の作成、試験準備、実施、判定作業に至るまでの流れを掴み、入試運営に間違いが起こらないようにしている。

試験毎に詳細な「実施要領」「監督要領」「面接要領」等を準備し、説明会を行って学部内の全教員、関係職員に詳細を周知徹底させ、全学的な連携協力体制のもと、受験生が公平な条件の下で受験で

きるよう努めている。

入学者選抜基準については、学生募集要項(平成 19 年度)において以下のように公表している。(一般選抜入学試験)大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の結果及び調査書等の出願書類の内容を総合的に評価して合格者を決定する。(推薦入学試験)入学者の選抜は、総合問題、面接、提出された調査書等によって総合的に行う。(3年次編入試験)入学者の選抜は、専門科目、英語、小論文、面接、提出された調査書等によって総合的に行う。

具体的には、保健看護学部入学者選抜試験施行規程により設置されている入学試験委員会において合否判定資料が作成され、その後本学部教授会においてその資料に基づき審議され、正式に入学者が決定される。

【点検、評価】

入学試験は、その準備、実施、採点、合否決定、発表そして入学手続に至るまで、うまくいって当たり前で失敗が許されない。そのため、万全な実施体制が確立されていかなければならない。

計画中の大学院と助産学専攻科の設置が認められれば、入試の種類・回数が増えることになる。

入学試験委員会では、入学者決定後、出題が適切であったどうか、入学試験が適正に行われたかどうかなどを分析検討し、次年度の選抜に反映させている。そして、大きな枠組みに関わることは入学試験制度検討委員会に検討を依頼している。

こうした中で、面接の方式、面接の評価法における客観性と妥当性、そして種々の資料の総合化はつねに話題にあがり、議論を重ねてきているところである。面接における評価については、本学ではできる限り多くの教員を動員して複数の目で判断することによって、その客観性と妥当性を確保しようとしている。

【改善・改革に向けた方策】

入試の種類・回数が増えるため、学生への教育体制に支障がでないように配慮を行う。

(4) 入学者選抜方法の検証

◎主要点検・評価項目

- ・各年の入試問題を検証する仕組みの導入について
- ・入学者選抜方式の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

【現状】

本学部の入試問題作成については、入学試験委員会により推薦され、学長が任命する出題採点専門委員がこれに当たっている。科目毎に複数の委員が任命されている。問題は複数の手で作成され、

試験当日も含め複数回、複数の目で相互チェックがかけられる。また、委員の氏名は学内にも公表されておらず、漏洩が起きないよう細心の注意が払われている。

入学試験委員会では、入試実施後、出題が適切であったかどうかの検討をして、次年度の選抜に反映させている。

出題した入試問題はすべて公開している。そして、年に一度開催される高等学校の進路指導担当教員向け大学説明会の場で、高校側からの意見を聞いている。

【点検、評価】

現在行っている方法は、入試問題を検証する仕組みとして満足のいくものであると考えている。

【改善・改革に向けた方策】

毎年度の作業をこれからも丁寧にやり続ける必要がある。

(5) 定員管理

◎主要点検・評価項目

- ・学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と入学者数の比率の適切性
- ・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況
- ・定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況
- ・恒常に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

【現状】

定員は1学年80名、編入生8名であるから、全体で $80 \times 4 + 8 \times 2 = 336$ 名である。

在籍学生数は、表III-6に示すとおり、平成19年度に初めて、編入学によらない学生も4学年そろい、合計が336名になった。

表III-6 年度別学年別在籍学生数 (単位:名)

	16年度	17年度	18年度	19年度
1年次生	80	86	84	80
2年次生	-	75	84	83
3年次生	16	16	86	87
4年次生	-	16	16	86
計	96	193	270	336
収容人員	336	336	336	336

【点検、評価】

今のところ、収容定員と在籍学生数はほぼ同数であり、釣り合っている。

【改善・改革に向けた方策】

今後とも、優秀な学生によってこのバランスが保たれるように努める必要がある。

(6) 退学者

◎主要点検・評価項目

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生及び転科。転部学生の状況

【現状】

平成16年度1年次生に3名、平成18年度1年次生に2名の退学者がでた。理由はいずれも進路変更であった。

退学を申し出た者には、学部長、学科長をはじめ学年担任、ゼミ担当教員、教務学生委員等が協力して指導している。必要があれば、保護者との面談も行っている。

【点検、評価】

退学を申し出た者への指導は十分行っているものと考えている。

【改善・改革に向けた方策】

医療の中の他の職種への進路変更が多い。高等学校などの意見交換の機会等を通じて、保健看護を学ぼうとする意欲の高い生徒の受験を促すよう努めていく。

5 教員組織

【到達目標】

- ・教育に関する目標を実現するため、教員を適切に配置し、組織的な教育実施体制を整備する。

(1) 教員組織

◎主要点検・評価項目

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・教員組織における専任、兼任の比率の適切性
- ・教員組織の年齢構成の適切性
- ・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状】

本学部では現在教授13名、准教授2名、講師7名、助教10名の32名の専任教員が学生の教育指導に当たっている。その他に、文部科学省の現代GPによる助教1名がいる。教員の人員構成は表III-7 のとおりである。19年度現在の学生数は、336名であり、教員一人当たり学生数は、約10.5人となっている。

公立大学協会とりまとめの「平成18年度公立大学実態調査表」より保健看護学系の公立大学30校の教員一人あたり学生数(大学院の学生定員含めて算定)は、平均8.3人であり、本学の教員が担当している学生数とは大きな差がある。

表III-7 領域別人員構成

()は看護師以外の教員の再掲

平成19年5月1日現在 (単位:名)

担当領域	教 授	准教授	講 師	助 教	計
心理学	1(1)				1
英語	1(1)				1
病態学	2(2)				2
保健科学	1(1)				1
基礎看護学	1	1	2		4
成人看護学	1	1	1		3
高齢者看護学	1		1		2
小児看護学	2(1)				2
母性看護学	1		1		2

精神看護学	1(1)		1		2
地域看護学	1		1		2
保健看護学				10	10
計	13	2	7	10	32
現代GP担当					1

次に、本学部が平成19年度に開講している科目における専任・兼任教員の配置状況は表III-8のとおりである。本学部で開講している103科目のうち本学教員が担当する科目は77科目であり、割合にして75%の状況である。必修科目においては、64科目中57科目を本学教員が担当しており、割合にして約90%である。専門教育である各看護学は、教授を中心に2~7名体制で担当している。

表III-8 専任・兼任教員及び非常勤教員(兼任)が担当する科目数

(【】内は、必修科目数で内数)

領域	分野	専任・兼任	非常勤(兼任)	計
教養と人間学の領域	人間の理解	1	3	4
	社会の理解	3	3	6
	科学の理解	3	3	6
	コミュニケーション	5【3】	4【1】	9【4】
	教養セミナー	1【1】		1【1】
保健看護学の基盤となる領域	人間と生命倫理	3【1】	2【2】	5【3】
	保健と福祉	4【4】	5【3】	9【7】
	健康と病態	13【8】	1【1】	14【9】
保健看護学の専門となる領域	基礎看護	7【7】	1	8【7】
	ライフステージと保健看護	4【2】		4【2】
	健康障害と保健看護	8【7】	1	9【7】
	生活と地域看護	5【5】	2	7【5】
	臨地実習	15【15】		15【15】
	総合保健看護	5【4】	1	6【4】
計		77【57】	26【7】	103【64】

本学部が平成19年度に開講している科目における兼任教員は、「教養と人間学の領域」においては50%、「保健看護学の基盤となる領域」においては29%、「保健看護学の専門となる領域」においては

10%を担当している。

また、必修科目としては主に基盤となる科目における「生命倫理」「社会福祉概論」「障害福祉論」などの専門的な科目を中心に約10%を担当している。

専任教員数は、平成19年5月1日現在、現代GP担当助教1名を含め総数33名である。現代GP担当教員を除く看護学の教員は26名で、看護学以外では文系教員2名、医系教員5名の計7名である。

なお、平成19年5月1日現在の非常勤講師数は39名である。専任教員の職位別・年齢階級別構成は、表III-9のとおりである。

表III-9 専任教員職位別・年齢階級別構成

(単位:名)

年齢階級 職位	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	61～ 65歳	65～ 70歳	計
教 授					3	6	2	1	1	13
准教授				1			1			2
講 師		1	1	2	3					7
助 教	7		4							11
計	7	1	5	3	6	6	3	1	1	32

本学部には、カリキュラムに関することや学生の入学・退学等に関することなどの審議のため教員13名による教務学生委員会を設置しており、毎月1回定期的に開催し、連絡調整を行っている。

また、本学部教員8名からなる保健看護実習に関する事項を審議する実習委員会を設置しており、保健看護実習の運営や学外実習施設との連絡調整に関するこを審議することとしている。

その審議状況については、毎月開催の教授会に報告された上、審議され決定の後実施されることとなる。

【点検・評価】

教員一人当たり学生数比較は、単純比較であるため、授業内容など詳細な比較が必要であるが、相対的に教員数が少ない状況である。

また、教授から助教までの各教員数については、教授の割合が高くなっているが、本学部は他学の看護学系大学とは異なり保健看護学として保健の領域を含めていることによるものと考える。しかし、その分准教授の実人員が少ない状況である。

本学教員による科目担当状況は、「教養と人間学の領域」においては50%、「保健看護学の基盤となる領域」においては71%、「保健看護学の専門となる領域」においては90%を担当している。

また、必修科目の約90%を本学教員で対応している。

本学の教育理念や目的を達成するため、兼任の非常勤講師の適切な人選とともに、科目の目的・目標、内容等の綿密な打ち合わせや連絡体制が不可欠である。

平成19年度は、看護学系教員は26名で、全体に占める割合は約79%である。

表III-9から10歳刻みで集計すると、50歳代で9名、40歳代で9名、30歳代で6名、20歳代で7名といった状況でバランスがとれている。

連絡調整については【現状】で記述のとおり、教員間での連絡調整は密に行われており、妥当なもの

と考える。

【改善・改革に向けた方策】

今後、大学院開設などを控え教員の負担が当然増えることとなることも含め、教員の増員や学部教育のカリキュラム内容などを検討していくことが必要である。

また、教授から助教までの教員数のバランスも検討していく必要がある。

非常勤講師との連絡担当教員体制の設置により、科目内容の把握や協議により、他の科目との連携や学生の意向を考慮することが可能となる。

今後も本学の教育理念などを理解した教員を継続的に配置して行くには、年齢構成も考慮して教員の採用を検討していく必要がある。但し、看護系教員の絶対数が不足傾向でもあるので、理想どおりには行かないものと考える。

今後年齢構成のバランスも考慮して各職位への昇任も検討していくべきである。

(2) 教育研究支援職員

◎主要点検・評価項目

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状】

臨地実習においては、看護系教員全員で学生の指導にあたっている。情報処理の授業において補助員を1名配置している。

情報処理演習に1名の補助員を置いており、それ以外には専門の教育研究支援職員はないが、事務室職員、図書館司書等が教育研究活動支援職員といえる。事務室では、教育研究関係では時間割の編成、講義室の管理、非常勤講師との連絡調整、情報処理システムの管理運営など教員と連携して業務を行っている。

また、臨地実習においては、施設側実習指導者による教育支援を整えてもらっている。これは効率的な学習支援はもとより、看護学実習が対象者の生命に直接関わる実習内容の多いこと、さらに医療事故防止の観点から各実習科目別に臨床側と大学教員による両者間での連携指導体制を取って対応している。

なお、実習開始前に施設側実習指導者を交え、臨地実習の内容や方法・指導体制などについての打ち合わせ会議をもつている。

【点検・評価】

実習の時期には看護系の教員は、実習指導のために関係施設に出向くこととなり、忙しい日々を過ご

すこととなっている。教員がどれだけの時間実習に関わっているのかの状況の把握はできていないが、実習指導やその後のまとめなどに相当の時間を費やしていることが推測される。

また、臨地実習における施設側実習指導者とはできる限り打ち合わせなどをを行い、連携を深めている。

【改善・改革に向けた方策】

実習施設の指導員との関係もあるが、教員の教育・研究・地域貢献の時間の確保のためにも、今後実習のあり方を検討していく必要があると考える。

施設側実習指導者に対しては、臨床側と教育側との連携を密にすることにより、より質の高い教育を行なうために、学生指導者としての意識をより高めるべく称号の付与として臨床教育教授制度を創ったところであり、早急に臨床教育教授等を選任していく予定である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

◎主要点検・評価項目

- ・教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続の内容とその運用の適切性
- ・教員選考基準と手続の明確化
- ・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

【現状】

教員の選考については、教員が定年退職、辞職、増員などの場合に「和歌山県立医科大学教員選考に関する規程」及び「和歌山県立医科大学保健看護学部教員選考規程」が定められており、これに基づいて選考が実施される。

具体的な教員の選考については、教授会により保健看護学部長、教授会構成員選任教員5名並びに准教授・講師からの選任教員1名による「保健看護学部教員選考委員会」が設置され、この委員会において応募者を審査の上、必要人員を教授会に推薦する。その上で、教授会において、1名の候補者を選定し、理事長決裁で正式決定となる。

教員の選考基準については、教員の選考に関する規程第2条において「本学の教員は、大学設置基準第4章の規定に該当する者で、人格、学歴、職歴及び教育・研究上の業績等を総合的に判断し選考する。」と明記されており、また教員選考委員会は委員総数の3分の2以上の出席がなければ成立せず、教授会の選考においても構成員の4分の3以上の出席がなければ成立しないこととなっているため、教員の選考に際しては一定数の教員の参加の下、基準を厳格に判断して選考されていると考える。

保健看護学部教員選考規程第4条において、「教員の選考にあたっては、原則として公募により、候補者の募集を行うものとする。」となっており、公募による募集を行っている。

【点検・評価】

教員の選考についての規程が整備されており、その規程により教員の選考が行われていることから、

特に問題はないものと考えている。

最近公募を行っても応募が少なく、在学している教員からの情報などをもとに応募を行なっている状況である。

【改善・改革に向けた方策】

開学から3年が経過し、また短期大学部からの教員もあり、その間に教育・研究業績を積むなどしており、今後定められた基準に従って教員の昇格を検討していく必要がある。

候補者を探すにあたって、全国の教員の情報入手については、教員個々の情報に頼っているところが大きく、今後情報入手について事務職員の投入など積極的に検討していく必要がある。

(4) 教育研究活動の評価

◎主要点検・評価項目

- ・教員教育研究活動についての評価方法とその有効性
- ・教員選考基準における教育研究能力の実績への配慮の適切性

【現状】

保健看護学部の前身である看護短期大学部時代より毎年年報を作成しており、保健看護学部になってからも引き続き毎年作成し、発行している。

(本学部においては、保健看護学部年報を毎年作成し、公表している。)

この年報には、教員の研究・研修活動としてその年度における各教員の研究業績として著書論文などの公表状況、学術講演・シンポジウム等における発表状況、研修会・講習会・公開講座等の演者・講師としての参加状況、学会などの本学以外での活動状況、科学研究費・各種助成金等による研究等の状況を掲載している。

教員選考基準については本学部教授会において、論文数や学部内委員会での活動状況も基準にすることとしており、昇格などの際には論文の提出が求められることから研究活動の活性の高さが評価の一つとなっている。

教育活動評価については、毎年実施している2年次生と4年次生による授業評価がその一つのとなっており、その結果は評価された教員に知らせている。

また、教育能力開発のためF D委員会を中心に学内外から講師を招いての研修会などを開催している。

【点検・評価】

研究活動については、毎年各教員の活動状況が年報という形で一般に公表されていることから、

教員の自発的な研究活動の活性化に役立っているとともに、研究活動の評価の目安となっている。また、教員選考基準の項目の一つに入っており、その実績にも配慮されている。

教育活動評価については、学生による評価が行われているだけであり、教育組織としての評価システムの構築が必要である。

【改善・改革に向けた方策】

平成19年度から教員の教育、研究、地域・社会貢献などの項目による評価制度が試行されており、この制度の継続とその内容の充実が求められる。

(5) 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

◎主要点検・評価項目

- ・新制度への対応についての大学としての考え方
- ・それぞれの職の位置づけ
- ・教育担当（各授業科目における教育担当の状況とその適切性）
- ・任免手続
- ・教学運営への関与（特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況）

→ [I 医学部 5 教員組織 (5) の項を参照]

6 研究活動と研究環境

【到達目標】

- ・地域医療に貢献する研究を推進し、人々の健康福祉の向上に寄与する。
- ・多様な研究者が、それぞれの能力を十分発揮するために必要な研究環境を整備する。

6-1 研究活動

(1) 研究活動

- ◎主要点検・評価項目
- ・論文等研究成果の発表状況

【現状】

本学部における研究業績は、毎年発行している「和歌山県立医科大学保健看護学部年報」に掲載しており、著書、論文、総説、報告、学会発表に分類している。平成 18 年度の研究業績は、表III-10の通りである。

表III-10 平成 18 年度研究業績

種別	平成 18 年度件数(そのうち英文のもの)
著書	18(0)
論文	21(1)
総説	9(0)
報告・その他	21(0)
学会発表	97(8)
合計	166(9)

平成 18 年度の文部科学研究費受託研究は計 6 件で、厚生労働科学研究補助金受託研究は計 4 件各種助成金の受託研究は計 30 件であった。

【点検・評価】

著書から報告までの発表論文数を、全教員 30 名で除すると、教員一人あたり 2.3 編となった。また、学会発表については、教員一人あたり 3.2 編発表となった。

本学部は平成 16 年 4 月に開設された学部であるので年次推移については、今後、点検・評価する必

要があるが、例年ほぼ同じ数字で推移している。

【改善・改革に向けた方策】

本学部は平成16年度に開設した新しい学部であるため、教育活動、学部運営にかかる委員会活動などは、学部設立とともに多忙であった。

また、小規模な学部であるため教員数は少人数で、一人あたりの委員会活動の参加も多くなり、日々の研究活動が思うにまかせず、その成果を発表するにも時間的な余裕がないのが現状である。その状況を鑑みると発表数は、努力しており評価できると考える。

しかし、研究業績の評価は、論文数のみの評価にとどまらず、質的な評価も必要である。教育・研究をもって社会貢献をするという本学部の目標を達成するためにも、質的な向上に努めなければならない。

また、多くの人に研究業績を活用してもらう意味で英文論文の発表に努めることも必要である。

そのためには、研究活動活性化のための学習会や、学部全体で取り組む大規模な研究活動が活性化されなければならない。

6-2 研究環境

(1) 経常的な研究条件の整備

◎主要点検・評価項目

- ・個人研究費・研究旅費の額の適切性
- ・教員個室等の教員研究室の整備状況
- ・教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- ・研究活動に必要な研修機会確保の方策の適切性
- ・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状】

研究費については、教員定員 32 名に対して 22,470 千円の予算を確保しており、その配分については保健看護学部予算委員会で次のように決定し、執行している。教授 650 千円、准教授 500 千円、講師 450 千円、助教 220 千円を旅費、消耗品、備品購入費など必要な経費で、また研究助成として全学部で 3,800 千円、共通経費として 4,940 千円を執行することとしている。

現在、教員研究室は 25 室あり、そのうち個室は 23 室、共同研究室が 2 室であり、総面積 599.11 m²、1 室当たりの平均面積は個室が 20.3 m²、共同が 66.3 m²である。教育研究室は、管理校舎棟と研究棟の 4 階にすべて配置されている。

平成 15 年度までは、個室が 19 室であったが、平成 20 年度に大学院の設置を目指しており、また大学の法人化を契機に平成 17 年度に研究棟を完成させ、平成 18 年度より教員研究室を 4 室増としたところである。

助手を除く専任教員数、すなわち教授、准教授、講師の合計は、22 人で、全員個室を使用しており、個室率は 100% となっている。助教については、共同研究室として 1 室に専任教員 10 人とパート職員 1 人で使用している。

教員研究室の個室の基本的な備品は、机、いす、ロッカー、収納棚、テーブル、電話機、パソコンなどである。

教員の研究時間を確保することは重要なことであるが、講義や学部内の委員会、大学全体の教育研究審議会や委員会への出席、また学生の実習を県内各地約 80 カ所の実習施設で行っている関係から事前の打ち合わせや実習指導などにかなりの時間を要している。

そのため、研究時間確保のために夜間、休日を利用している。

助教を中心とした、数名の教員が放送大学、大学院で学んでいる。特に申請の規定等はないが、必要に応じて担当教授等に相談のうえ、自ら進んで能力アップに取り組んでいる。

共同研究費としては、和歌山県立医科大学として若手研究支援助成事業(総額 250 万円)や特定研究教育助成プロジェクト(総額 1,750 万円)が設けられている。

平成 18 年度には、特定研究教育助成プロジェクトに保健看護学部から1件(400 万円)採択された。

【点検・評価】

保健看護関係の公立大学 28 校との比較では、(公立大学協会:平成 18 年度公立大学実態調査より) 本学部の教員研究費総額は 29 位と一番少なく、教員一人当たりの研究費額でも 25 位の少ない状況である。

教育研究費総額の少ないことは、教員一人当たりの額が少ないと教員数も他学との比較で少ない状況によるものである。

教員研究室については他学との比較ができないが、講師以上が全員個室を使用している状況は妥当なものと考える。しかし、各個室の広さでは、実験的研究を行うことができない。そのため、共同で利用できる研究室として 1 室確保しているが、約 20 m²と狭く設備も整っているとは言えない状況である。

助教については、共同の部屋が単純に個室の人数分となっているわけではないので、助教 1 人当たりの面積はやや狭いと言えるかもしれないが、建物の構造上、容易に改善できない部分であり、やむを得ないところである。

研究の時間を確保することは大学教員として必要であり、確保方策を検討する必要がある。

平成 20 年 4 月に本学部を基礎とした大学院を開設することとしており、教員もレベルアップのため研修等への参加を奨励していく必要がある。

共同研究費については、平成 19 年度は申請を受け付けているところもあるが、昨年は特定研究教育助成プロジェクトの採択 1 件だけであった。

【改善・改革に向けた方策】

平成 18 年度より公立大学法人になったが、財政的に苦しい状況は変わりなく、劇的に教育研究費を増額することはできない状況であるが、増額できるよう努力するとともに、文部科学省の科学研究費補助金などの外部資金により、研究費を確保していくことも必要であり、教員に積極的に働きかけていく。

今後大学院、助産学専攻科の設置を控え、教員が増員されるため限られたスペースであるが、他の教員と同様に個室の確保が課題である。また、実験的研究ができる研究室の確保や設備備品の充実も必要である。

教員の研究時間を確保させるために、委員会の整理統合をはじめ適切な方途を今後も引き続き考えていきたい。

本人が時間の確保をして研究等に励んでいるが、大学教員のレベルアップのため、教員の増員とも関係してくるが、制度的に時間がとれる方策を検討していくべきである。

提示される研究テーマの設定によるところもあるが、申請・採択状況が芳しくない状況であり、今後申請を続けていくよう教員に働きかけていくことが必要である。

(2)研究上の成果の公表、発信・受信等

◎主要点検・評価項目

- ・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性
- ・国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

【現状】

保健看護学部は、開設後初めて発行した研究誌を和歌山県立医科大学保健看護学部紀要(以下、本紀要)第1号とし、研究成果を学内外に公表している。本紀要発行の目的は、本学部教員の研究活動を促進し、研究の質を向上させるとともに、研究成果の公表を支援することである。

本紀要是現在年1回の発行の定期刊行物であり、発行部数は500部である。既に第1号から国際標準逐次刊行物番号(ISSN-1880-1366)が付与され、主要看護系大学に配付されている。国立情報学研究所でも電子化されて公開されている。

原稿募集、論文査読、編集等の事務作業は、紀要編集委員会が担当している。投稿論文は、原則として学部外1名、学部内1名の計2名により審査されている。公正で正確な査読が行われることで、論文の質が高まるように配慮している。

研究領域は、主として保健看護学の領域であり、総説、原著、報告、資料を合わせた掲載論文数は、第1号7編、第2号8編、第3号(H18年度)7編の計22編であった。

原稿締め切り(10月末日)では、査読、編集、校正、印刷、製本などの工程でも日数がかかるため、年度末の発刊に際して時間的に厳しい場合があり、年度内に発刊できるよう工程の見直しが必要である。

【点検・評価】

この1年間で全教員が公表した論文(総説・原著・報告・資料)51編のうち6件が紀要の掲載論文であり、研究成果公表の12%を占めている。したがって、本紀要是、教員の研究成果の公表を支援するする貴重な媒体として機能している。今後もページ数の多少は問わず、年1回の定期刊行が必要である。

投稿された論文の査読は、学部外の専門家に依頼して、掲載論文の質を高めるようにしているが、今後もこの制度は続けていく必要がある。

【改善・改革に向けた方策】

教員は少人数であるため、教育以外に大学運営に携わる委員会活動に参加することも多いので、日々の研究活動が思うにまかせず、その成果を発表するのにも時間的余裕がないのが現状である。

したがって、原著に限らず報告などが数多く掲載されているが、今後研究内容がさらに厳しく評価されることを考えると、教員の更なる奮起が必要であろう。

7 施設・設備等

【到達目標】

- ・施設及び設備については、長期的な視点に立ち、教育・研究・医療の各活動における施策を踏まえて必要性を検討し、計画的に整備し充実する。
- ・既存の施設及び設備の有効活用を推進するとともに、適正に維持管理を行う。

(1) 施設・設備等の整備

◎主要点検・評価項目

- ・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況
- ・社会へ開放される施設・設備の整備状況(事務)

【現状】

本学部の校地及び建物は名勝・和歌浦に近く、自然に恵まれた環境に位置している。敷地面積は21,394.53 m²で、その内訳は校舎敷地 10,613.72 m²、グラウンド 10,780.81 m²である。

また、建物延べ面積は 10,501.22 m²で、その内訳は管理・校舎棟 5,665.71 m²、研究棟 1,960.44 m²、図書館棟 1,400.28 m²、体育館棟 1,060.54 m²、その他(渡り廊下、時計塔、自転車置き場) 414.25 m²である。

表III-11 に示したのが本学部で主に教育に使用される施設・設備の一覧である。

(保健看護学部施設)

(単位 : m²)

区分	構造	建築面積	延床面積	概要
管理・校舎棟	R C造 地上4階	1,754.09	5,665.71	
図書館棟	R C造 地上2階	743.86	1,400.28	
体育館棟	R C造 地上2階	1,039.34	1,060.54	
研究棟	R C造 地上4階	769.17	1,960.44	
その他		374.25	414.25	渡り廊下、自転車置き場
計		4,680.71	10,501.22	

表III-11 本学部の教育目的を実現するための施設・設備

施設名	施設規模と設備内容等
講義室	収容人数 31人～50人2室、51人～100人3室、182人1室 第1講義室及び第2講義室には、スクリーン、学生用映像ディスプレイ4台、VHS デッキを配備。第5講義室及び6講義室には、プロジェクター、スクリーン、学生用映像ディスプレイ4台、書画カメラ、スライド映写機、VHS デッキ、カセットデッキを配備。大講義室には、教員用パソコン及び映像ディスプレイ、書画カメラ、VHS/DV デッキ、DVD デッキ、MD/CD デッキ、プロジェクター、スクリーンを配備。
演習室	第1～第3演習室各 21 m ² 、第4演習室 56 m ² 、第5演習室 42 m ² 、第6演習室 26 m ² 、第7演習室 20 m ² 、第8演習室 21 m ² 、第9演習室 39 m ² 、第10 演習室 41 m ² 、第11 演習室 41 m ²
実習室	基礎看護実習室 281 m ² (電動ベッド 10 台、ギャジベッド 14 台、演習用モデル人形8体、中央配管(酸素、吸引)ほか看護技術実習に必要な備品を設置)、成人看護実習室 125 m ² (ICU ベッド、人工呼吸器、輸液ポンプ、心電図計、心臓病(心電図・心音)シミュレータ「イチロー」、呼吸音聴診シミュレータ「Mr.Lung」ほか成人看護実習に必要な備品を設置)、小児・母性実習室 125 m ² (保育器、実習用分娩ベッド、沐浴槽、沐浴モデル人形、胎児発育モデル、乳房マッサージモデル、妊婦体験ジャケット、乳児・幼児心肺蘇生訓練人形、小児の手背静脈注射シミュレータほか小児・母性実習に必要な備品を設置)、老人・地域実習室 131 m ² (お年寄り体験スツール、電動昇降式リフト、入浴介護実習モデル、電動車椅子ほか老人・地域実習に必要な備品を設置)、調理実習室 93 m ² (調理実習に必要な備品を設置)
自然科学実験教室	収容人数 90 人 171 m ² (顕微鏡ほか必要な備品を設置)
情報科学教室	収容人数 45 人 100 m ² 教員用 PC 端末1台及び学生用 PC 端末 45 台設置。その他にプリンタ4台、シュレッダー1台を配備。
LL 教室	収容人数46人 102 m ² 教員用 LL 装置1台及び学生用 LL 装置 46 台設置。プロジェクター、スクリーン、学生用映像ディスプレイ4台、書画カメラ、DVD デッキ、VHS デッキ、MD デッキ、カセットデッキを配備。
自習室	1室(102 m ²) 個別ブースタイプ学習机 20 席、4人掛けテーブル席 24 席、シュレッダー1台を配備。学内 LAN 接続口 23 カ所整備。
図書館(三葛館)	閲覧座席数 50 席 647 m ² 図書検索用パソコン6台設置 平成19年3月末現在蔵書数 図書37,189冊(和漢書31,381冊、洋書5,808冊)学術雑誌 615 種(和雑誌 479 種、洋雑誌 136 種)
体育館	アリーナ 742 m ² 、器具庫 17.56 m ² 、教員室・放送室 14.51 m ² 、更衣室及びシャワー室、男女トイレを設置。体育館棟2階には、自治会室 21.17 m ² 1室、クラブ室 10.23 m ² 2室、10.80 m ² 1室、9.02 m ² 1室
グラウンド	10,780.81 m ² (テニスコート含む)

テニスコート	2面
保健室	ベッド数2床 31 m ² 1室
学生相談室	9 m ² 1室
学生ホール	286.45 m ² 1箇所(4人掛けテーブル 37 卓、座席数 173 席) 130.78 m ² 1箇所(4人掛けテーブル 22 卓、座席数 88 席) テレビ2台設置
学生更衣室	男子用1室 12 人分 6.88 m ² 1室、男子用1室 24 人分 18.00 m ² 1室、女子用1室 255 人分 90.38 m ² 1室、女子用1室 88 人分 41.15 m ² 1室
就職相談室	24 m ² 1室
就職情報コーナー	各病院などの就職情報閲覧用書架及び閲覧テーブル4人掛け2卓設置 (上記、「就職相談室」に含む)
標本室	21.55 m ² 1室 胎児発育順序模型ほか模型 48 点、神経系標本ほか標本 11 点
非常勤講師控室	32.14 m ² 1室
その他	AED1台

学生が利用する情報処理機器は、情報科学教室に学生用PC端末45台、プリンタ4台を配備している。本学部の施設の内、講義室、演習室、会議室、屋内体育館や運動場及びテニスコートなどの体育施設については、「和歌山県立医科大学保健看護学部施設等使用規程」及び「土・日・祝日における体育施設の使用要領」を定め、県民に開放している。その使用料については、諸料金規程に定めている。

利用状況としては、講義室及び演習室は各種研究会活動や試験実施に利用され、平成18年度には、延べ45回の使用を許可している。また、運動場は夏休み期間中、地元自治会主催のラジオ体操会場や、地元のお祭りの御輿行列の休憩場として無料使用を認めている。

なお、屋内体育館は、災害発生時には和歌山市指定の避難場所となっている。

【点検・評価】

本学部の施設・設備は、平成8年4月の看護短期大学部開学に際して整備されたものが多い。しかし、適宜、補修等を行っているため、平素の使用において著しく支障を生じているものはない。学生が教育を受けるために必要な設備も、年ごとに整備されている状況である。

平成17年12月には、大学院開設を視野に入れた研究棟の建設も完了し、新たな教育・研究体制に対応するためのスペースも準備された。

これらの施設は、すべて段差解消や身体障害者用トイレの設置など身体障害者への配慮が行われている。

学生食堂は外部業者に運営を委託しているが、学生アンケートの結果ではメニュー、料金等に対する意見も多数寄せられている。

情報科学教室は、授業に使用している時間以外であれば、月曜から金曜日の午前8時30分から午後

8時までの間、学生が自由に使用することができる。

授業・研究に使用するパソコンコンピュータやプロジェクターなどの映像機器等についても、整備されている。

本学部は、看護系の学部であるため各部屋に実習施設・機材が多数配置されているため、社会へ開放出来る施設・設備は自ずと限られてくる。こうした中、地域との協調や大学経営も考慮し、講義室や運動場、テニスコートといった施設を学生の教育に支障のない範囲で開放しており、適切であると考える。

【改善・改革に向けた方策】

学生食堂のメニュー、料金等に対する学生アンケートの結果については、受託業者に内容を伝達し、改善を申し入れ、検討を行っているところである。

情報科学教室の利用時間については、学生の自己学習環境整備の観点から、図書館の閉館時間と同様にするなどの延長が望まれる。

本学部敷地内の駐車スペースについては、狭隘であるため、公開講座実施時などの際、来学者の駐車場の確保に苦慮している。駐車場の確保が望まれる。

(2) キャンパス・アメニティ等

◎主要点検・評価項目

- ・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- ・「学生のための生活の場」の整備状況
- ・大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状】

学内の講義室、演習室、実習室などの清掃は、委託業者との契約により定期的に実施されている。

冷暖房については、外気温などを考慮して温度設定を行うなど適切に対応している。

喫煙については、健康増進法が平成15年5月1日から施行され、公共施設に「受動喫煙防止」の努力義務が課せられたこともあり、大学敷地内は全面禁煙としている。

本学部は住宅街に立地していることも考慮し、敷地周辺に植栽を配置し、キャンパス内には四季に応じた花を植えたフロワーポットを配置し、安らぎを感じられる環境作りを行っている。

学生用厚生施設としては、保健室、学生相談室、食堂がある。また、自治会室、クラブ室は、体育館2階に設置されている。

食堂は委託業者により、月曜日から金曜日までの午前11時30分から午後1時30分までの昼食時間帯に営業している。

植栽木の剪定や雑草の刈り取りなど年間通じて業者委託し、大学内及び周辺の美化にも取り組んでいる。地元自治会が行う年1回の清掃活動の際には、学生及び教職員がボランティア参加し、周辺環境の美化・維持に努めている。

【点検・評価】

講義室、演習室や図書館の冷暖房は中央管理であるため、温度の微妙な調節が困難である。

喫煙については、敷地内全面禁煙となっているため快適な学習環境が確保されている。しかし、学内で吸い殻が発見されることもあり、より一層の禁煙教育が望まれる。

学生からの意見や要望については、アンケートの実施などにより把握し、寄せられた意見や要望は、教務学生委員会や教授会で検討したり、事務局レベルですぐに対応できるものは対応しており、キャンパス・アメニティの形成に関しては適切に対応できる体制になっていると考える。

本学周辺にはコンビニエンスストアなどの店舗がなく、学生の昼食は食堂を利用するか、弁当を持参するしかない。また、食堂の営業時間も限られているため、学生からは時間延長やメニューの充実などの要望が出されている。この点での学生にとっての生活環境は十分ではない。

学生ホールの面積・座席数については約 260 席しかなく、昼食時には混雑し、十分な状況とは言えない。

大学周辺の「環境」への配慮は適切に行われていると評価できる。

【改善・改革に向けた方策】

施設・設備に関しては、学生及び教職員の意見を継続的に聞く機会を設け、それを踏まえて今後とも施設・設備の改善を図っていく必要がある。

また、今後とも良質な環境を維持するため、引き続き各事業を行う。

(3) 利用上の配慮

◎主要点検・評価項目

- ・施設・設備面における障害者への配慮の状況
- ・各施設の利用時間に対する配慮の状況
- ・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

【現状】

本学部の建設にあたっては、身体障害者の方も利用できる施設として整備を行った。具体的な施設・設備として、自動ドアを備えた玄関、スロープによる段差を解消した通路、手すりを設置した階段、大型エレベーター、車いす使用者用に整備された手すりを設置したトイレ、車いす使用者用駐車区画(1台分)を設置した駐車場、点字ブロックの整備などが挙げられる。

学生の施設利用可能時間は、午前8時30分から午後6時30分までとなっている。ただし、図書館は夏季・冬期休業期間以外は午後9時まで開館している。また、平成18年11月から夜間警備を委託し、情報科学教室は午後8時まで、自習室は午後10時まで利用可能とし、学生の自己学習の場に供している。

学生が屋内体育館やテニスコート等を課外活動等で、土曜日、日曜日、祝祭日(休日)に使用する場合は、あらかじめ事務室に申し込みを行い、許可を受け利用することができる。

本学部のキャンパスは紀三井寺キャンパスから離れた位置にあり、キャンパス間の移動手段は、学生が病院実習などで紀三井寺キャンパスへ移動する際には、自転車・バイクや徒歩によらざるを得ない状況である。

また、学外各施設で行う看護臨地実習の際には、和歌山県内の各地に実習施設が散らばっているため、学生は自己責任の下、公共交通機関などを利用して実習先に出かけている。

なお、教職員用には公用車が2台用意されており、実習先等への移動に公用車を使うこともできるが、台数が不足することもあり、大多数の教員は自家用車を使って実習先に移動している。

【点検・評価】

本学部の施設は、障害者の方が利用されることを考慮して整えられた施設であるといえる。その整備は利用頻度、重要性を考慮し主に玄関、エレベーター、トイレ等に配慮している。

各施設の利用時間延長に対しては、現状において可能な範囲で対応している。平成18年11月までは、管理・校舎棟や研究棟、体育館棟の施錠時間が午後6時30分であり、図書館は特定の日以外は午後8時まで開館していたため、これらの施設間の移動は午後6時30分以降できなくなっていた。

しかし、現在は、夜間警備を委託したことにより、学生証による身分確認を行い警備員により解錠を行うことで各施設間の往来が可能となり、改善が図られた。

学外の実習施設に移動する手段が個々の学生の責任に委ねられていることはやむを得ないところである。しかし、通学や実習施設への移動中の事故に対応するための「通学中等傷害危険担保特約」を付加した「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入するよう指導しており、万一の事故に際しての一定の対応は行える状況である。

【改善・改革に向けた方策】

車いす使用者用駐車区画から各施設への距離があるため、正面玄関付近に車いす使用者用駐車区画を設置することを検討する。また、正面玄関付近にはスロープが設置されているところもあるが、車を利用して来られる方が停車位置から建物に入るためのスロープがない。建物付近の段差解消のため、スロープ設置場所の検討が必要である。

各施設の管理は事務室職員が行っていたため、施錠時間の延長も困難であった。しかし、学生の利便性を考え、夜間警備を外部委託することにより利用時間の延長を図った。今後も、現状を維持し、更に必要に応じた対応を検討する。

実習が不可欠である看護系大学では実習施設を学外に求めざるを得ず、実習先が県内各地に散らばっている現状では、学生の移動に対する注意を喚起するほか有効な改善方策が見あたらない。

(4)組織・管理体制

◎主要点検・評価項目

- ・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ・施設・設備等の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【現状】

本学部の施設・設備面の維持・管理全般は保健看護学部事務室が所管し、清掃、補修等の一般的な維持・管理事務や施設使用許可等を行っている。施設・設備の使用規程や利用申し合わせは保健看護学部事務室が管理し、改正する場合は教授会に諮って決定している。

実習室及び演習室の管理・運営は各教員が担当している。また、実習等に使用する備品・消耗品の調達にあたっては、重複等の無駄が無く効率的に運用できるように教務学生委員会において調整・決定することとしている。

施設・設備の衛生面の確保に関しては、定期的な清掃を業者委託している。

安全確保の面では、火災やガス漏れなどへの対応として受託業者による24時間体制での機械警備を行っている。

各棟の出入り口は、原則として平日は午前8時30分から午後6時30分の間は解錠されており、建物内への出入りが可能である。入館に関しては、特段、身元確認等のセキュリティチェックは行っていない。

講義室は、原則として平日は午前8時30分から午後6時30分の間は解錠されており、出入りが可能である。演習室は授業に応じて教員が解錠している。情報科学教室及び体育施設は、学生が利用する際、「使用簿」に学籍番号及び氏名を記入し、事務室において鍵を貸与している。教員研究室は、カード及びキーによるセキュリティ管理を行っている。

また、不審者対策としては校内の廊下など19カ所に警報機を設置し、昼間は事務室前受信機で、夜間には委託警備員の携帯受信機でも発報場所を確認して対応することとしている。その他校内3カ所の女子更衣室にも事務室内で発報確認できるようにしている。

【点検・評価】

本学部の施設・設備面の維持・管理全般は保健看護学部事務室が担当し、実習室及び演習室の管理・運営は各教員が担当するといった、役割分担を行い管理している。

また、実習等に使用する備品・消耗品の調達にあたっても、教務学生委員会において調整・決定しているため、重複等の無駄がなく、効率的で適切な運用・維持・管理が行うことができていると考える。

建物の安全管理は一定水準が確保されていると考えるが、学内の安全管理となるとキャンパス内への出入りがオープンであるため、日中は気軽に学外者が出入りできる構造になっている。

しかし、この点については校内20カ所以上の警報機で対応できるシステムとなっている。

【改善・改革に向けた方策】

今後とも、保健看護学部事務室及び各教員との連携を図り、施設・設備等の適切な維持・管理を行う。

また、学内の安全確保を図るため、何らかの方策を検討する。

8 保健看護学部点検評価のまとめ

(1) 保健看護学部の理念・目的、教育目標

教育理念・教育目標は、平成18年度に文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムとして選定され、本学部の教育理念とカリキュラムが大学教育改革という視点から、特に優れた教育プロジェクトであることが認められ、一定の評価を受けたものと考えている。教員は、学部の教育理念、目標の遂行のために努力しているが、教育・研究・地域貢献という本来の職務を充分に遂行するためには、学内・学部内組織・運営の一層の合理化が必要である。

(2) 教育研究の内容、方法

教育課程については、編入生以外に卒業生がまだ出でていない段階では十分な評価はできないが、本学部の長所は、豊かな人間性と高邁な倫理観の涵養、優れたコミュニケーション能力の育成、住民との触れ合いを重視し社会で生活する人間の理解を深めることに努めている点であり、今後、卒業生が出た後の点検、評価を引き続き継続していく必要がある。カリキュラムにおける高・大の接続としての教養セミナーについては、大学における学習方法、発表方法を身に付けるといった基本的能力の育成に大いに役立っていると考えられる。今後は、さらに検討を重ねて、討議が深まり、活発化するテーマの開発や、各グループ指導方法を工夫する必要がある。

卒業後も含めた教育効果を測定するシステムとして、附属病院などとの緊密な連携のもと、就職した学生の教育評価を行うことを検討する必要がある。

演習や実習を効果的に行っていくためには、教員間の連携やFDなどを利用して教員の自己啓発を促し、教育方法を改善していく努力が必要である。新任教員や職員の研修などは、機会あるごとに行い、教員相互の授業評価なども今後行う方向で検討すべきである。

(3) 教育組織

教員組織としては、本学の教育理念や目的を達成するため、兼任の非常勤講師の適切な人選とともに、科目の目的・目標、内容等の綿密な打ち合わせや連絡体制が不可欠である。

今後、大学院開設などを控え教員の負担が増えることとなることも含め、教員の増員や学部教育のカリキュラム内容などを検討していくことが必要である。また、教授から助教までの教員数のバランスも検討していく必要がある。

(4) 研究活動

研究活動においては、小規模な学部であるため教員数は少人数で、一人あたりの委員会活動の参加も多くなり、日ごろの研究活動が思うにまかせず、その成果を発表するにも時間的な余裕がないのが現状である。研究業績の評価は、論文数のみの評価にとどまらず、質的な評価も必要である。教育・研究をもって社会貢献をするという本学部の目標を達成するためにも、質的な向上に努めなければならない。

(5) 社会貢献・学生生活

社会貢献としての研究成果の還元においては、連携機関の学校、他の高等教育機関、医学部との連携が重要である。その中で、本学部の特徴のある公開講座・出前授業を企画・検討していく。また、成果についてはインターネットを含めた広報媒体により広く地域に還元していきたい。

学生の生活相談としてのハラスメントについての相談窓口は、真に相談者の立場に立った相談ができるような配慮が必要である。また、相談を受けた後の大学側の対応もこれからの課題である。

